

鹿 島 市

次 世 代 育 成 支 援
後 期 行 動 計 画

「のびのび、備やか、心豊かな子どもが育つ・育てるまち」がしま
みんなが「人が輝くまち」をめざして」

平成 22 年 3 月

鹿 島 市

はじめに

近年、わが国における少子高齢化、核家族化の進展は、鹿島市においても例外ではなく、子どもたち自身や子どもたちを取り巻く社会環境に、様々な影響を及ぼすことが予測されています。

このような事態に対し、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。市では平成17年3月にこの法に基づき、平成17年度から5年間の次世代育成支援のための具体的な行動計画である「鹿島市次世代育成行動計画」（前期行動計画）を策定いたしました。

今回の計画は、これに続く平成22年度から平成26年度までの5年間の後期行動計画として策定するものです。

後期行動計画の策定にあたっては、前期計画と同様「子どもの視点」及び本市の「地域特性の視点」を重視し、子どもの育成に本当に必要な事業であるかどうか、いかに健全に子どもたちを育成するかという判断と、家族はもちろんのこと、地域全体で子どもを育成することが重要である、という見地に立って計画を策定いたしました。

現在、本市は財政基盤強化計画中であり、まだまだ厳しい財政状況にありますが、限られた予算の中で、優先順位をつけて必要不可欠なサービスから実施する、あるいはできるだけお金に頼らないで実施できる方法を考えるなど、創意工夫によって、可能な限り子どもの育成に対する支援を進めてまいりたいと思います。

また、国や県をはじめとする行政組織はもちろんのこと、地域社会や保育所、学校、関係機関、ボランティアの皆様との役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「鹿島市次世代育成支援対策地域協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました保護者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成22年3月

鹿島市長 桑原 允彦

【目次】

第1章 総論

I. 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	2
5. 事業の実施時期	2
II. 子育てを取り巻く現状	3
1. 人口・世帯数等の状況	3
(1) 人口の推移	3
(2) 出生の動向	6
(3) 人口動態の推移	7
(4) 婚姻の動向	8
(5) 世帯の動向	10
(6) 就労状況	15
2. 人口・児童数の将来予測	17
3. 保育サービス等の状況	18
(1) 保育所の状況	18
(2) 認可保育所以外の民間保育施設等の状況	19
(3) 幼稚園の状況	20
(4) 放課後児童クラブの状況	21
(5) 子育てサークルの状況	21
4. 地域に関すること	22
5. 社会環境に関すること	23
III. 計画の基本方針	26
1. 計画の策定に当たっての基本的な視点	26
2. 基本理念	28
3. 基本的方向	28
4. 施策体系	29
5. 計画の推進体制	30

第2章 各論

I. 誰もが安心して子育てができる環境づくり	31
1. 子育てに関する相談・援助体制の整備	31
(1) 子育て支援センター・つどいの広場事業の充実	31
(2) 関連機関・施設等との連携強化	32
(3) 広報・PRの強化	32
(4) マンパワーの確保、育成	32
(5) 計画推進のための組織づくり	33
(6) 余裕空間等の活用	33
2. 子育てに伴う経済的負担の軽減	34
(1) 経済的支援の充実	34
(2) ひとり親家庭の医療費等の支援	34
3. 母子保健・医療体制の充実	35
(1) 妊産婦・乳幼児の健康づくりへの支援	35
(2) 乳幼児の保護者への支援	36
(3) 医療体制の充実【保険健康課】	37
(4) 乳児家庭全戸訪問事業【保険健康課】	37
(5) 養育支援訪問事業【保険健康課】	37
4. 障がいのある子どもへの支援【福祉事務所】	38
(1) 障がい者福祉計画の推進	38
(2) 障がい児への支援の強化	38
(3) 「すこやか教室」の支援・拡充	39
(4) 発達障がい児への支援【保険健康課】【福祉事務所】	39
II. みんなで子育てを支えあう環境づくり	40
1. 多様化する保育需要への対応	40
(1) 保育所・幼稚園の特色化の推進	40
(2) 休日・夜間保育の検討	41
(3) 延長保育、一時・緊急保育事業の充実	42
(4) 在宅保育事業の充実	43
(5) 低学年児童への支援	44
2. ゆとり、ふれあいの教育の推進	45
(1) ゆとりある学習環境の整備	45
(2) 行政と教育機関との連携強化	45
(3) 幼保小連携教育の強化・充実【教育総務課、福祉事務所】	46
3. 男女共同参画の推進	47
(1) 男女共同参画基本計画の推進	47
(2) 男女共同参画意識の啓発・PR	47

4. 子育てと仕事の両立のための雇用環境整備	48
(1) 育児休業制度・介護休業制度の周知・推進	48
(2) 雇用環境整備のための啓発	48
5. 家庭教育の充実	49
(1) 子育てに関する情報提供の充実	49
(2) 親としての意識の啓発	49
(3) 地域スポーツ環境の整備	49
Ⅲ. 健やかな子どもが育つ環境づくり	50
1. 子育てに適した生活環境の整備	50
(1) 安全な生活環境の整備	50
(2) 安心して遊べる場所の確保	51
(3) 児童虐待の防止	52
2. 地域活動の充実・強化	53
(1) 子育て支援サークルネットワークの強化・推進	53
(2) 世代間交流の推進	53
(3) 広報・PRの強化	54

第3章 計画の評価

I. 計画の評価	57
1. アウトプット評価	57
2. アウトカム評価	57
3. アウトカム指標	57
(1) 計画全体の評価指標	57
(2) 各基本目標の評価指標	58

付録資料

I. 計画の策定体制	59
II. 策定経過	60
III. 次世代育成支援後期行動計画策定に係る住民アンケート調査の概要	61
1. 調査の目的	61
2. 調査の方法	61
3. 調査の結果及び調査報告書の閲覧方法	61
IV. 次世代育成支援対策推進法の概要	62
1. 目的	62
2. 基本理念	62

3. 行動計画	62
(1) 行動計画策定指針	62
(2) 地方公共団体の行動計画	62
(3) 事業主の行動計画	62
4. 施行期日等.....	62
V. 鹿島市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱.....	63
VI. 鹿島市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿.....	64

第1章 総論

I. 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化、育児不安や児童虐待の増加など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わるなか、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての自治体に次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することが義務づけられました。同じく、平成 15 年 7 月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成 16 年 6 月には「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。これには、「子育ての新たな支え合いと連帯」等の四つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、様々な対策が実施されてきました。

しかしながら、平成 17 年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率が過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。このため、平成 18 年 6 月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化が図られてきたところです。また、平成 19 年 12 月には「子供と家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。その中では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構造」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。このうち、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」については、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

本市においても、こうした国の取り組みに呼応し、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないとする行動計画の策定指針のもと、「鹿島市次世代育成支援行動計画」を平成 17 年 3 月に策定し、これまで関連施策の推進に努めてきました。

「鹿島市次世代育成支援行動計画」は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を対象とする前期計画として位置づけられていることから、平成 21 年度において、前期 5 年間の取組を踏まえた計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度を対象期間とする「鹿島市次世代育成支援後期行動計画」を新たに策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として策定しました。同法では、地方公共団体及び事業主（国及び地方公共団体の機関等を含む。）は、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるものとされています。

なお、本市においては、平成15年2月に、平成17年度から平成22年度を計画期間とする「鹿島市エンゼルプラン」（鹿島市児童育成計画）を策定しており、この内容に次世代育成支援対策の視点を取り入れ、新たな次世代育成支援行動計画としての見直しを行ったものが「鹿島市次世代育成支援行動計画」です。

3. 計画の対象

この計画は、概ね18歳までの子どもとその家庭を対象とします。

4. 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とします。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
初回策定		前期計画期間									
		適宜見直し			本計画期間(後期計画)						
						適宜見直し					

5. 事業の実施時期

現在、本市の財政状況は、未曾有の経済不況等の影響を受けて非常に厳しい状況におかれ、平成22年度以降当分の間、新たな事業の取り組みが不透明な状態にあります。また、今後本市を取り巻く状況の変化によって財政状況が変動する可能性が大きく、現在のところ本計画に掲げている新規の事業については確定できません。

したがって、これらの事業は、平成22年度以降に財政状況等を勘案しながら開始時期を引き続き検討します。

Ⅱ. 子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯数等の状況

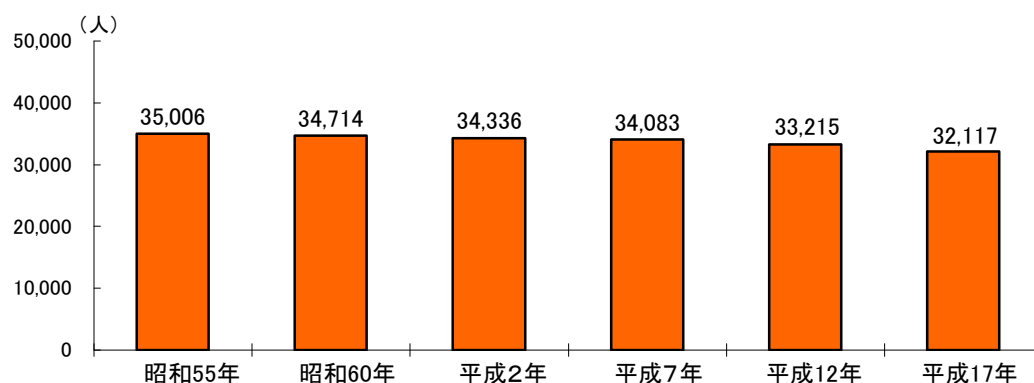
(1) 人口の推移

① 総人口の推移

昭和55年から平成17年までの長期的な人口推移を国勢調査で見ると、総人口は年々減少しており、平成17年は32,177人となっています。また、平成17年以降の住民基本台帳人口の推移を見ると、人口は国勢調査と同様に減少傾向となっており、平成21年は31,849人で、平成17年から1,211人減少しています。

佐賀県全体をみると総人口は平成7年をピークに減少に転じています。平成17年以降の住民基本台帳人口の推移をみても減少傾向となっています。

＜総人口の推移＞



資料：国勢調査

(単位:人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
鹿島市	35,006	34,714	34,336	34,083	33,215	32,117
佐賀県	865,574	880,013	877,851	884,316	876,654	866,369

資料：国勢調査

(単位:人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
鹿島市	33,060	32,786	32,384	32,098	31,849
佐賀県	873,978	872,302	868,562	864,738	862,156

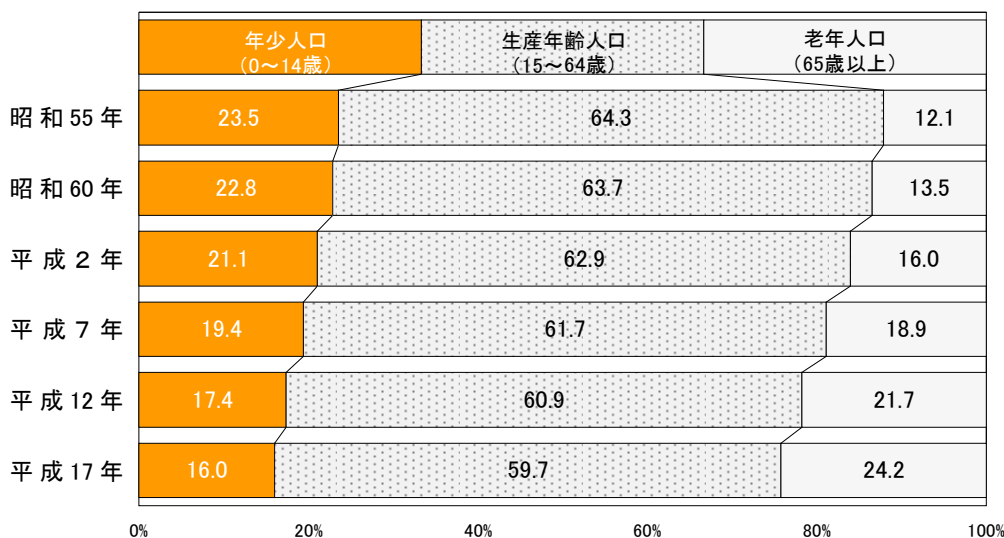
資料：住民基本台帳人口要覧（各年3月31日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）の割合は増加、年少人口（0～14歳）の割合は減少しており、少子化と高齢化が同時に進行していることがわかります。

平成17年国勢調査における3区分別人口の割合を県と比較すると、年少人口は県とほぼ同程度で、生産年齢人口の割合は県よりも低く、老年人口の割合は県の値を上回っています。平成21年の住民基本台帳人口における3区分別人口の割合をみても、年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合は先述の傾向と同じようになっています。

<年齢3区分別割合の推移>



資料：国勢調査

(単位：上段：人、下段：%)

	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
鹿島市	32,117	5,148	19,188	7,781
	100.0	16.0	59.7	24.2
佐賀県	866,369	131,969	537,864	196,108
	100.0	15.2	62.1	22.6

資料：平成17年国勢調査

(単位：上段：人、下段：%)

	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
鹿島市	31,849	4,716	19,076	8,057
	100.0	14.8	59.9	25.3
佐賀県	862,156	126,918	530,410	204,828
	100.0	14.7	61.5	23.8

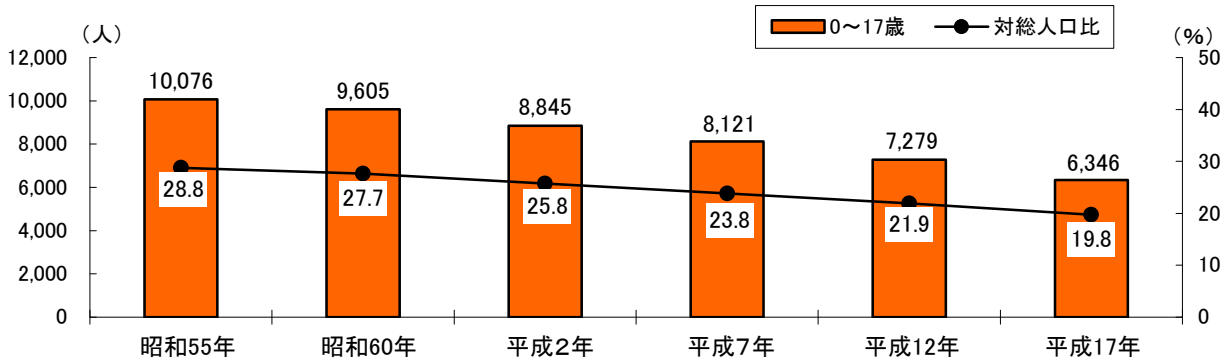
資料：平成21年住民基本台帳人口要覧（3月31日現在）

③ 児童人口の推移

本市の児童人口（0～17歳人口）の推移をみると、総人口と同じく年々減少しており、平成17年は6,346人で、5年前に比べて約900人減少しています。児童人口の対総人口比も年々小さくなっており、児童人口が縮小傾向にあることがわかります。

佐賀県全体においても、児童人口の対総人口比は年々縮小しており、ほぼ同様の傾向を示しています。

<児童人口の推移>



資料：国勢調査

(上段：児童人口、下段：対総人口比)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
鹿島市	10,076 28.8	9,605 27.7	8,845 25.8	8,121 23.8	7,279 21.9	6,346 19.8
佐賀県	240,919 27.8	236,050 26.8	220,076 25.1	199,827 22.6	180,963 20.6	162,824 18.8

資料：国勢調査

(上段：児童人口、下段：対総人口比)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
鹿島市	6,427 19.4	6,261 19.1	6,089 18.8	5,962 18.6	5,851 18.4

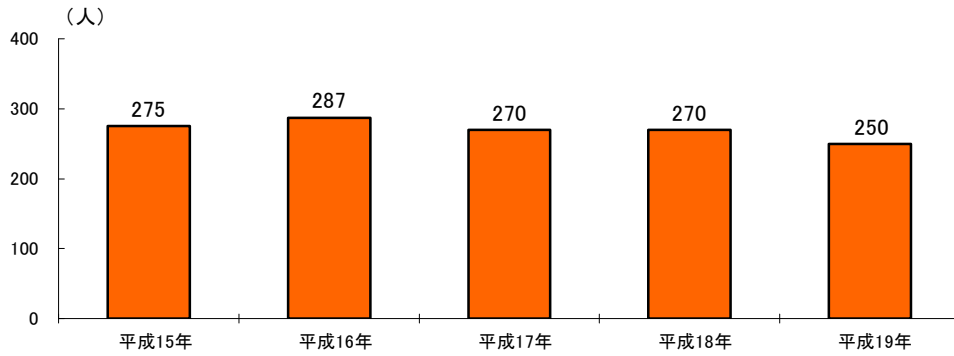
資料：住民基本台帳人口要覧（各年3月31日現在）

(2) 出生の動向

本市の出生数の推移をみると、平成18年までは270人前後で推移していましたが、平成19年は250人に減少しています。

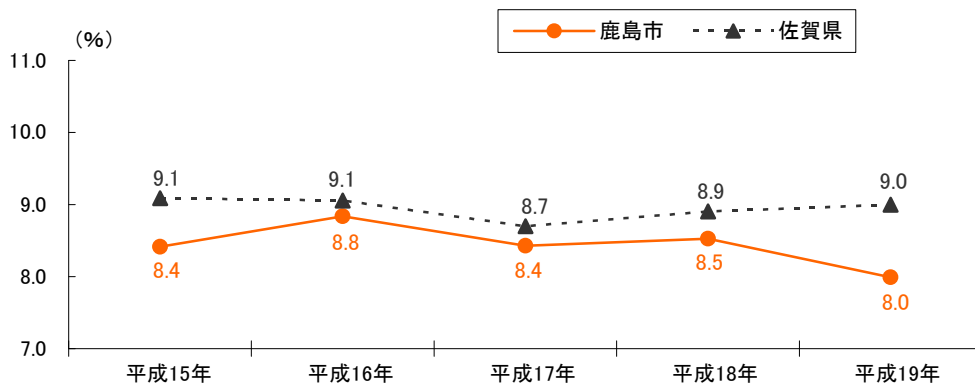
出生率の推移を県と比較すると、出生率は県の値よりも低い水準で推移しています。

＜出生数の推移＞



資料：佐賀県人口動態統計

＜出生率の推移＞



資料：佐賀県人口動態統計

※出生率とは、一定期間の出生数の人口に対する割合で、人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合のことをいいます。

(3) 人口動態の推移

平成 15～20 年度の人口動態の推移をみると、本市の人口は減少傾向を示しています。社会移動の状況をみると、各年度とも転出が転入を上回っています。また、自然移動は死亡数が出生数を上回って推移しています。今後も人口の減少は進んでいくものと考えられます。

佐賀県全体でも、本市とほぼ同様の傾向を示しています。

<人口動態の推移>

(単位:人)

区分	人口増減	自然増減		社会増減		その他の増減		
		出生	死亡	転入	転出	増加	減少	
平成								
鹿島市	15年度	△ 296	292	322	785	1,089	38	0
	16年度	△ 292	289	340	834	1,099	24	0
	17年度	△ 327	268	359	872	1,127	32	13
	18年度	△ 402	256	360	816	1,146	38	6
	19年度	△ 286	280	327	831	1,068	9	11
	20年度	△ 249	281	364	899	1,068	15	12
佐賀県	15年度	△ 1,757	7,942	8,131	35,034	36,713	499	388
	16年度	△ 3,062	7,834	8,361	33,318	36,036	497	314
	17年度	△ 3,357	7,510	8,469	32,071	34,605	479	343
	18年度	△ 3,740	7,600	8,503	30,912	33,952	456	253
	19年度	△ 3,824	7,738	8,904	30,352	33,012	367	365
	20年度	△ 2,582	7,805	8,889	30,003	31,611	439	329

資料：資料：住民基本台帳人口要覧（各年 3 月 31 日現在）

(4) 婚姻の動向

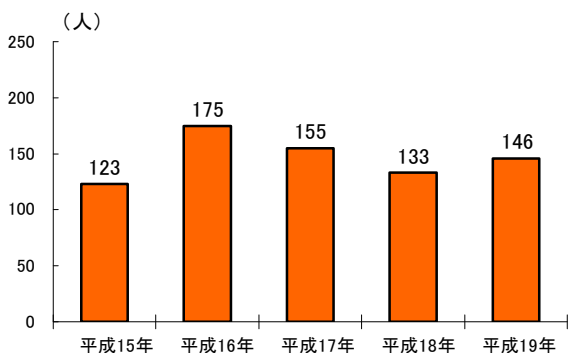
① 婚姻数、離婚数

本市の婚姻数の推移をみると、増減を繰り返して推移しています。

離婚数については、全体的にみて減少傾向となっています。

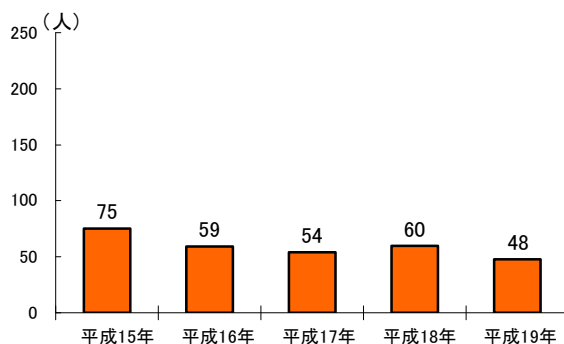
婚姻率、離婚率（いずれも人口千対）の推移を県と比較すると、婚姻率は県の値を前後しながら推移しています。一方、離婚率は平成16年以降、県の値よりも低い水準で推移しています。

<婚姻数の推移>



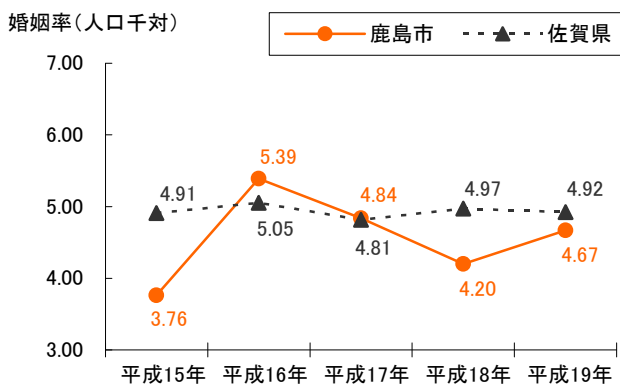
資料：佐賀県人口動態統計

<離婚数の推移>



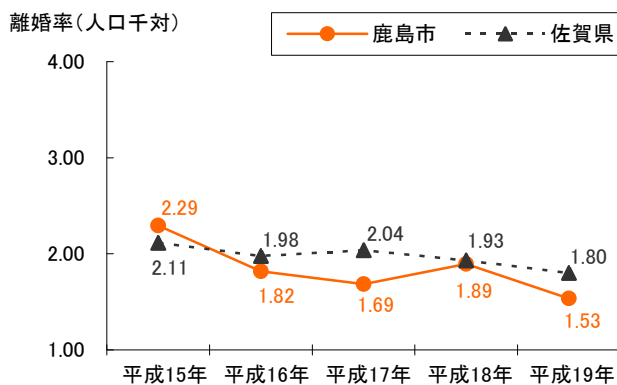
資料：佐賀県人口動態統計

<婚姻率の推移>



資料：佐賀県人口動態統計

<離婚率の推移>



資料：佐賀県人口動態統計

② 未婚率

平成 17 年の 15 歳以上の未婚率をみると、男性は 26.8%、女性は 19.9%で、男性の方が未婚率は高くなっています。年代別にみると、男性の 25～29 歳で 6 割以上の方が、30～34 歳で 4 割以上の方が、35～39 歳でも 3 割の人が未婚であることがわかります。女性も 25～29 歳で 5 割以上の方が、30～34 歳で 3 割の人が未婚であることがわかります。

県と比較すると、各年代の未婚率は県の値とほぼ同程度となっています。

未婚率の高い年代について推移をみると、男女いずれの年代も未婚率は上昇しており、晩婚化が進んでいると考えられます。

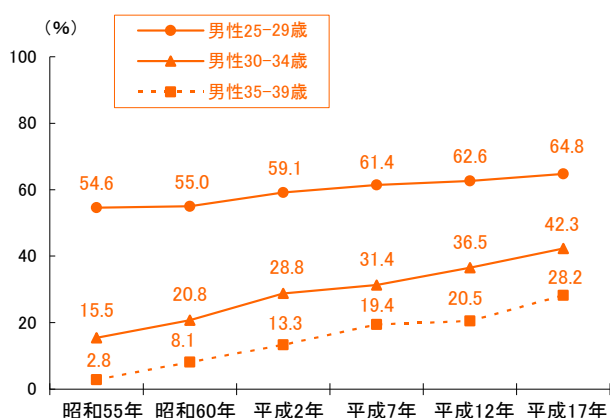
<性別年代別未婚率（男女 15～49 歳）>

(単位:人・%)

	男性				女性			
	鹿島市			佐賀県 未婚率	鹿島市			佐賀県 未婚率
	総数	未婚 実数	未婚率		総数	未婚 実数	未婚率	
15歳以上総数	13,031	3,491	26.8	28.6	15,183	3,029	19.9	21.9
15～19歳	854	853	99.9	99.7	868	864	99.5	99.2
20～24歳	718	639	89.0	89.9	814	684	84.0	85.7
25～29歳	915	593	64.8	65.4	988	524	53.0	56.2
30～34歳	948	401	42.3	42.6	991	303	30.6	29.9
35～39歳	929	262	28.2	29.7	1,007	145	14.4	18.2
40～44歳	1,008	212	21.0	20.9	1,070	107	10.0	11.6
45～49歳	1,143	192	16.8	15.8	1,100	89	8.1	8.0

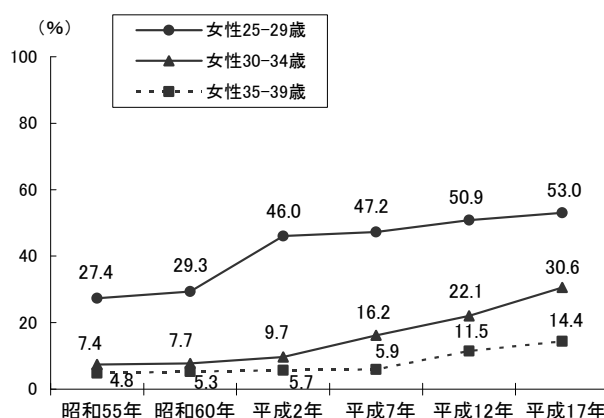
資料：平成 17 年国勢調査

<性別年代別未婚率の推移（男性 25～39 歳）>



資料：国勢調査

<性別年代別未婚率の推移（女性 25～39 歳）>



資料：国勢調査

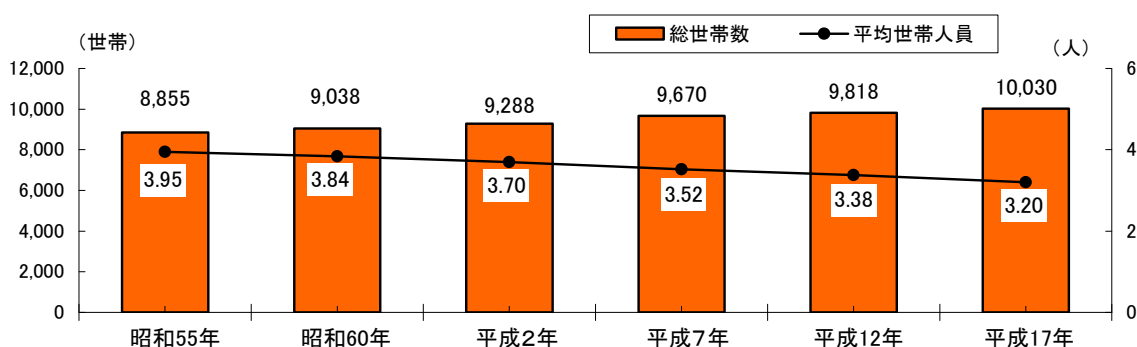
(5) 世帯の動向

① 世帯数、平均世帯人員の推移

昭和55年から平成17年までの長期的な世帯数の推移を国勢調査で見ると、総世帯数は年々増加しており、平成17年は10,030世帯で、5年前に比べて約200世帯増加しています。一方、平均世帯人員は年々減少しており、平成17年は3.20人/世帯と核家族化が進んでいます。また、平成17年以降の世帯数、平均世帯人員について住民基本台帳で見ると、国勢調査と同じく世帯数は増加している一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成21年の平均世帯人員は3.02人/世帯となっています。

佐賀県全体では更に核家族化が進み、平成21年は2.80人/世帯となっています。

<世帯数、平均世帯人員の推移>



資料：国勢調査

(上段：総世帯数、下段：平均世帯人員)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
鹿島市	8,855 3.95	9,038 3.84	9,288 3.70	9,670 3.52	9,818 3.38	10,030 3.20
佐賀県	233,117 3.71	242,619 3.63	251,225 3.49	267,862 3.30	278,306 3.15	287,431 3.01

資料：国勢調査

(上段：総世帯数、下段：平均世帯人員)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
鹿島市	10,377 3.19	10,479 3.13	10,488 3.09	10,524 3.05	10,542 3.02
佐賀県	296,456 2.95	300,048 2.91	302,591 2.87	305,260 2.83	307,581 2.80

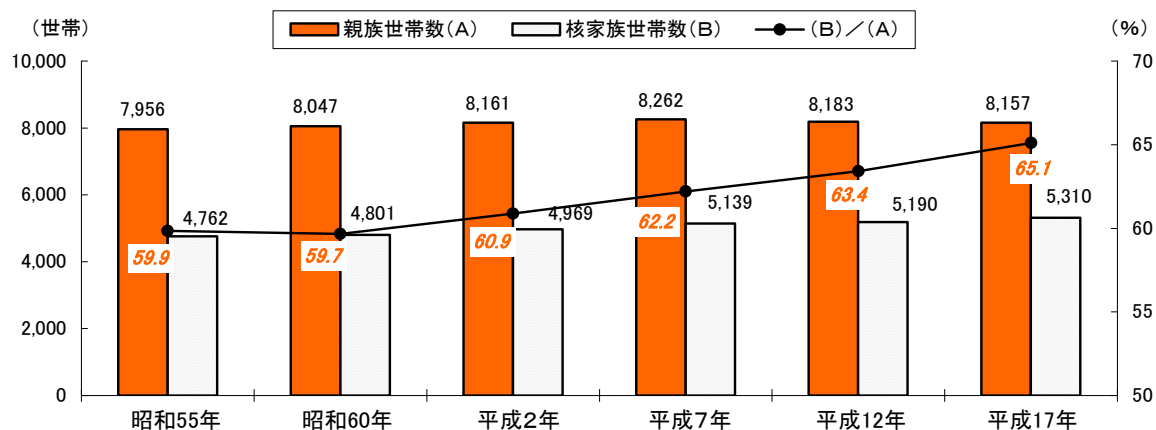
資料：住民基本台帳人口要覧（各年3月31日現在）

② 世帯構成

世帯構成の推移をみると、親族世帯は平成7年まで増加していましたが、それ以降は減少に転じています。一方、核家族世帯は増加し続けています。

親族世帯に対する核家族世帯の割合の推移をみると、年々増加しており、平成17年は65.1%と5年前に比べて2.6ポイント上昇しています。なお、県と比較すると、割合は県の値を下回っています。

＜親族世帯・核家族世帯の推移＞



資料：国勢調査

	親族世帯数 (A)	核家族世帯数 (B)	(B)/(A) (%)
鹿島市	8,157	5,310	65.1
佐賀県	220,145	157,920	71.7

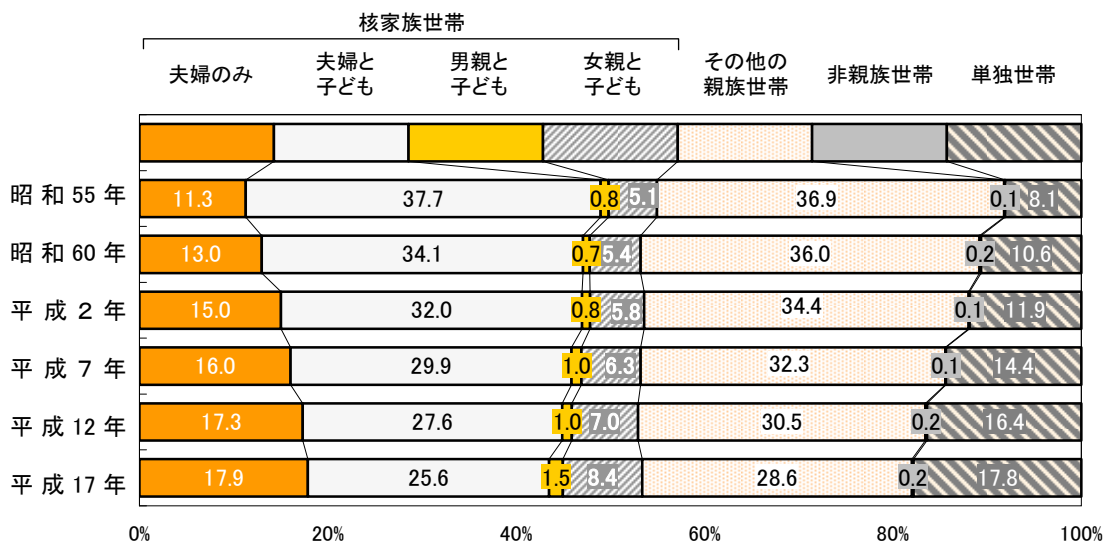
資料：平成17年国勢調査

③ 家族構成

家族構成の推移をみると、夫婦と子ども世帯、その他の親族世帯の割合が年々減少しています。一方、夫婦のみ世帯、女親と子ども世帯、単独世帯の割合は年々上昇しています。

平成17年の家族構成について県と比較すると、本市の夫婦と子ども世帯の割合は県の値を下回っているものの、その他の親族世帯の割合は県の値を上回っています。

<家族構成の推移>



資料：国勢調査

(単位：上段：世帯、下段：%)

	一般世帯数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯
鹿島市	9,945	1,778	2,549	145	838	2,847	17	1,771
	100.0	17.9	25.6	1.5	8.4	28.6	0.2	17.8
佐賀県	286,239	50,457	80,569	3,629	23,265	62,225	943	65,151
	100.0	17.6	28.1	1.3	8.1	21.7	0.3	22.8

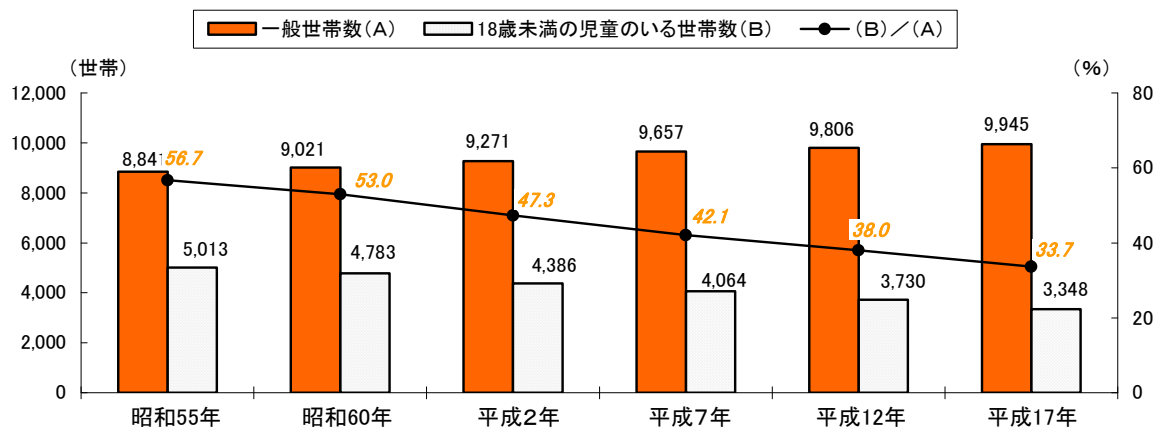
資料：平成17年国勢調査

④ 18歳未満の児童のいる世帯の推移

18歳未満の児童のいる世帯数の推移をみると、年々減少しています。また、一般世帯に占める18歳未満の児童のいる世帯の割合も減少しています。

なお、平成17年の一般世帯に占める18歳未満の児童のいる世帯の割合について県と比較すると、割合は県の値を上回っています。

<18歳未満の児童のいる世帯の推移>



資料：国勢調査

	一般世帯数(A)	18歳未満の児童のいる世帯数(B)	(B)/(A) (%)
鹿島市	9,945	3,348	33.7
佐賀県	286,239	87,434	30.5

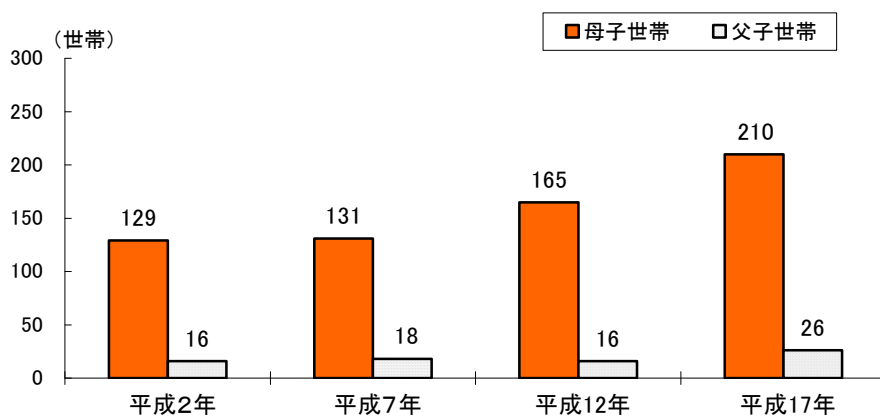
資料：平成17年国勢調査

⑤ 母子世帯、父子世帯の推移

母子・父子世帯数の推移をみると、母子世帯は全体的にみて増加傾向となっており、平成17年は210世帯で、5年前に比べて45世帯増加しています。父子世帯は平成17年が26世帯で、5年前に比べて10世帯増加しています。

なお、平成17年の一般世帯に占める母子世帯・父子世帯の割合について県と比較すると、割合は県の値とほぼ同程度の水準となっています。

<母子世帯・父子世帯の推移>



資料：国勢調査

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
鹿島市	9,945	210	2.1	26	0.3
佐賀県	286,239	5,182	1.8	520	0.2

資料：平成17年国勢調査

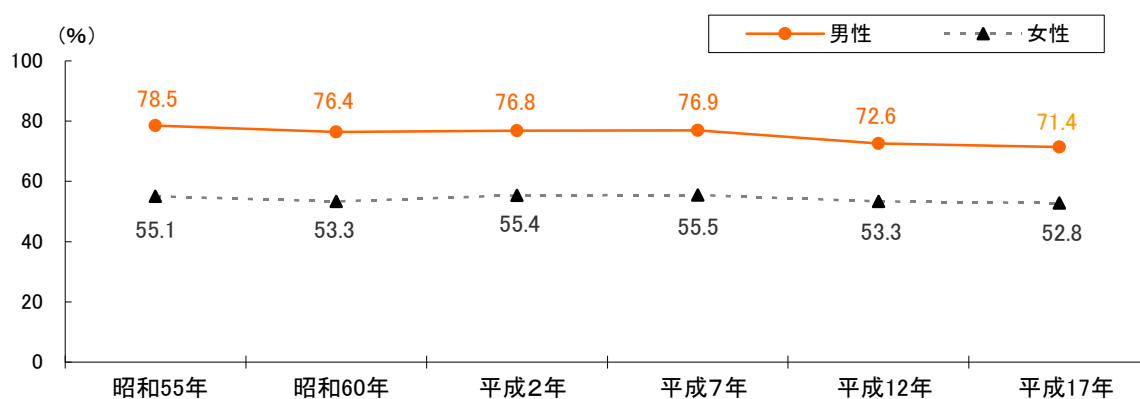
(6) 就労状況

① 男女別就業率

男女別就業率の推移をみると、男性の就業率は昭和60年で約5ポイント低下し、73.7%となって以降はほぼ横ばいの状態を推移しています。一方女性の就業率は、昭和60年にいったん46.6%にまで落ち込み、それ以降50%未満で推移していましたが、平成12年に53.3%に上昇し、平成17年には52.8%となっています。

本市の就業率は、男女とも県全体を上回っています。

<男女別就業率>



資料：国勢調査

(単位：人・%)

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
鹿島市	12,326	8,795	71.4	14,643	7,733	52.8
佐賀県	340,063	232,173	68.3	393,909	191,206	48.5

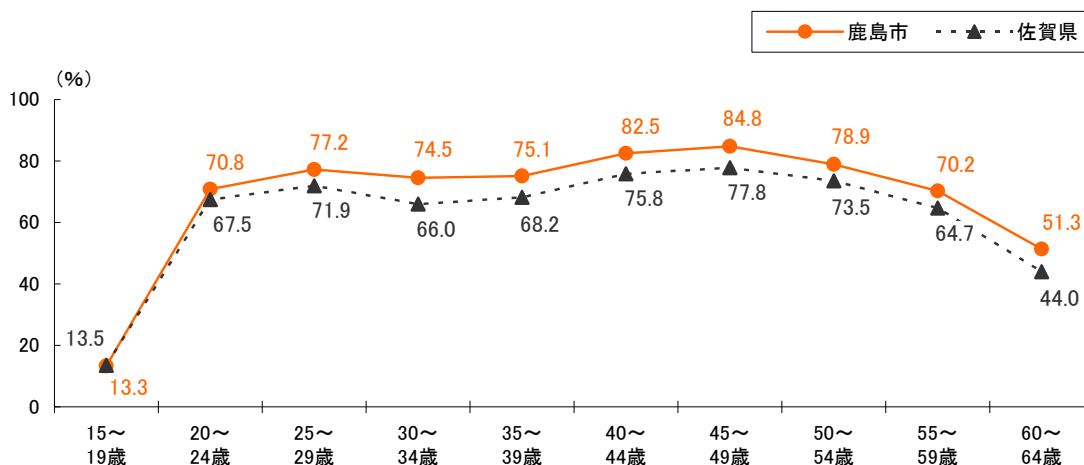
資料：平成17年国勢調査

② 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみると、20歳台は上昇傾向となっていますが、30歳代では若干減少し、40歳代からはふたたび上昇して、ゆるやかなM字を描いています。

県の女性の就業率もM字を描いていますが、本市は県よりも就業率が上っている状況です。

<女性年齢別就業率>



(単位:人、%)

	鹿島市			佐賀県		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	14,643	7,733	52.8	393,909	191,206	48.5
15~19歳	924	123	13.3	24,449	3,292	13.5
20~24歳	785	556	70.8	23,909	16,137	67.5
25~29歳	905	699	77.2	25,748	18,506	71.9
30~34歳	891	664	74.5	27,112	17,883	66.0
35~39歳	909	683	75.1	25,428	17,340	68.2
40~44歳	979	808	82.5	26,294	19,939	75.8
45~49歳	1,141	967	84.8	28,770	22,387	77.8
50~54歳	1,193	941	78.9	33,089	24,321	73.5
55~59歳	1,244	873	70.2	33,471	21,654	64.7
60~64歳	999	512	51.3	27,350	12,039	44.0

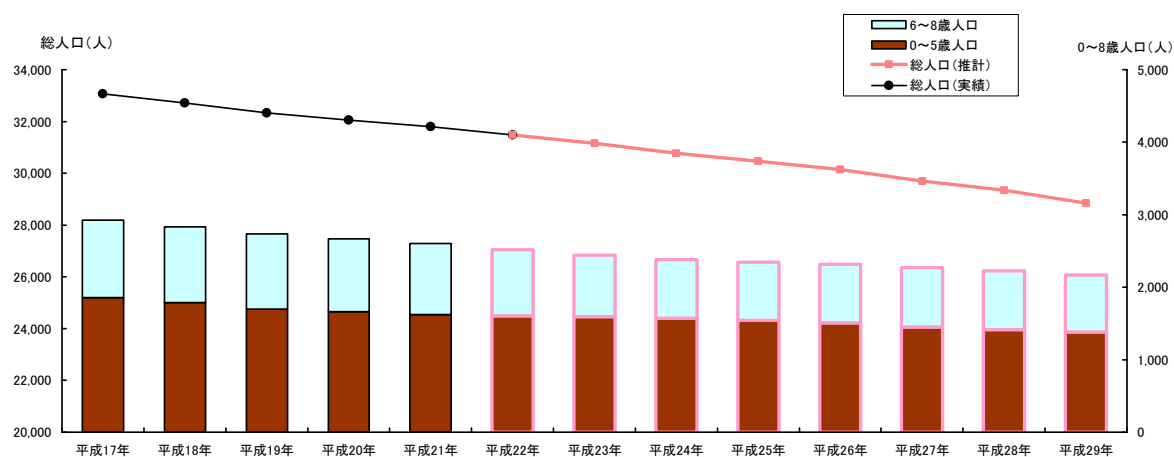
資料：平成17年国勢調査

2. 人口・児童数の将来予測

本市における平成 29 年までの将来人口予測は以下の図のようになります。これをみると、総人口は減少傾向となっています。

0～8 歳人口についても、総人口と同じく、次第に減少していくと予測されます。

＜本市の人口・児童数の将来予測（総人口、0～8 歳人口）＞



	実績値					推計値							
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	33,065	32,718	32,338	32,054	31,794	31,485	31,166	30,773	30,467	30,143	29,699	29,345	28,847
0～8歳人口	2,927	2,833	2,737	2,665	2,604	2,518	2,445	2,377	2,344	2,315	2,271	2,224	2,169
0～5歳	1,860	1,789	1,698	1,662	1,621	1,606	1,595	1,571	1,543	1,507	1,451	1,416	1,380
0～2歳	866	807	786	806	813	803	785	749	733	716	696	677	658
3～5歳	994	982	912	856	808	803	810	822	810	791	755	739	722
6～8歳	1,067	1,044	1,039	1,003	983	912	850	806	801	808	820	808	789

資料：鹿島市福祉事務所

3. 保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

① 認可保育所の状況

市内には平成21年4月現在、公私あわせて14カ所の保育所（園）があります。保育所によって入所児童数にばらつきがあり、定員割れを起こしている保育所もみられるため、これまで定員の見直しが行われ、現在の定員数は1,035人となっています。しかしながら、入所児童数は児童人口の減少に伴って年々減少傾向にあり、平成21年4月現在の入所児童数は952人となっています。

なお、多様化する保育需要への対応を図るため、認可保育所においては延長保育、一時保育が実施されています。

<本市の認可保育所の状況（平成21年4月現在）>

区分	保育所名	所在地	定員 (人)	入所児童数 (人)	開所時間
私立	旭ヶ丘保育園	鹿島市高津原	90	94	7:00 ~ 19:00
私立	アソカ保育園	鹿島市東町	120	126	7:00 ~ 19:00
私立	ことじ保育園	鹿島市若殿分	90	75	7:00 ~ 19:30
私立	誕生院保育園	鹿島市行成	120	113	7:00 ~ 19:00
私立	鹿島保育園	鹿島市小舟津	60	64	7:30 ~ 19:00
私立	能古見保育園	鹿島市東三河内	45	43	7:15 ~ 18:45
私立	若草保育園	鹿島市下古枝	70	69	7:30 ~ 19:00
私立	共生保育園	鹿島市野畠	70	62	7:30 ~ 19:00
私立	海童保育園	鹿島市八宿	80	79	7:00 ~ 19:00
公立	みどり園	鹿島市中村	100	64	7:30 ~ 19:00
私立	めぐみ保育園	鹿島市井手	80	75	7:00 ~ 18:30
私立	飯田保育園	鹿島市飯田	40	29	7:00 ~ 18:30
私立	おとなり保育園	鹿島市音成	30	27	7:30 ~ 19:00
私立	七浦保育園	鹿島市東塩屋	40	32	7:00 ~ 18:30
合計			1035	952	

資料：鹿島市福祉事務所

<認可保育所の入所児童数の推移>

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
定員	1,110	1,155	1,140	1,115	1,115	1,035
入所児童数	1,109	1,101	1,021	985	986	952
入所率	99.9%	95.3%	89.6%	88.3%	88.4%	92.0%

資料：鹿島市福祉事務所

② 延長保育の実施状況

延長保育は市内の全ての保育所で実施されており、平成 20 年度の延べ利用者数は 18,966 人となっています。これまでの延べ利用者数の推移をみると、1 万 8 千人～2 万人の間で推移しています。入所児童数が減少傾向となっている一方で、延長保育の利用者数は同程度で推移していることから、延長保育の需要は高まっていると推測されます。

<延長保育の実施状況>

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数	14	14	14	14	14
延べ利用者数	17,930	20,582	17,894	20,075	18,966

資料：鹿島市福祉事務所

③ 一時保育の実施状況

一時保育は平成 18 年度から市内の全ての保育所で実施されており、平成 20 年度の延べ利用者数は 3,190 人となっています。これまでの延べ利用者数の推移をみると、平成 18 年度以降は 3 千人強で推移しています。

<一時保育の実施状況>

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数	12	12	14	14	14
延べ利用者数	4,003	2,838	3,196	3,739	3,190

資料：鹿島市福祉事務所

(2) 認可保育所以外の民間保育施設等の状況

市内には平成 21 年 4 月現在、2 ヶ所の事業所内託児所があります。

<認可保育所以外の民間保育施設等の状況>

形態	保育所名	所在地	定員 (人)	入所児童数 (人)
事業所内託児所	織田病院託児所	鹿島市大字高津原4306	10	10
事業所内託児所	好日の園託児所わかば	鹿島市古枝乙1035番地2	10	3

資料：鹿島市福祉事務所

(3) 幼稚園の状況

① 幼稚園の状況

市内には平成21年4月現在、私立の幼稚園が2カ所あります。現在の定員数は250人となっていますが、保育所に比べて定員割れが顕著であり、園児数は減少傾向となっています。なお、平成21年5月現在の園児数は106人となっています。

<本市の幼稚園の状況（平成21年5月現在）>

区分	幼稚園名	所在地	定員 (人)	園児数 (人)	教諭数 (人)	延長保育
私立	明朗幼稚園	鹿島市大字高津原4296-5	120	51	7	有り
私立	鹿島カトリック幼稚園	鹿島市大字納富分3151	130	55	5	有り

資料：鹿島市教育委員会

<幼稚園の園児数の推移>

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
定員	250	250	250	250	250	250
園児数	159	150	143	124	111	106

資料：鹿島市教育委員会

② 幼稚園の預かり保育の状況

幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）はいずれの幼稚園でも実施されており、平成20年度の延べ利用者数は4,081人となっています。園児数の減少に伴い、近年は預かり保育の延べ利用者数は減少傾向となっています。

<幼稚園の預かり保育の状況>

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数	2	2	2	2	2
延べ利用園児数	4,877	4,845	5,305	4,826	4,081

資料：鹿島市教育委員会

(4) 放課後児童クラブの状況

市内には平成 21 年 5 月現在、すべての校区に設置されており、鹿島小学校区と明倫小学校区が 2 ヶ所、他の校区は 1 ヶ所ずつ、計 9 ヶ所あります。平成 19 年度に定員増を図った関係で、登録者数は増加傾向となっており、現在の定員数は 215 人に対して登録児童数は 243 人と、定員超過となっています。

<本市の放課後児童クラブの状況（平成 21 年 5 月現在）>

クラブ名	定員 (人)	登録児童数 (人)
わんぱくクラブ リス(鹿島小学校区)	30	33
わんぱくクラブ パンダ(鹿島小学校区)	30	37
げんきクラブ(明倫小学校区)	30	24
ほがらかクラブ(明倫小学校区)	30	33
かがやきクラブ(北鹿島小学校区)	20	24
すぎの子クラブ(能古見小学校区)	15	18
ひまわりクラブ(古枝小学校区)	30	26
光の子クラブ(浜小学校区)	15	23
ゆめっ子クラブ(七浦小学校区)	15	25
合計	215	243

資料：鹿島市福祉事務所

<放課後児童クラブの登録児童数の推移>

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
定員	105	105	105	215	215	215
登録児童数	96	96	96	221	244	243

資料：鹿島市福祉事務所

(5) 子育てサークルの状況

鹿島市子育て支援センターで、在宅の乳幼児とその保護者を対象に、子育てサークルを開催しています。生後 5 ヶ月から 1 歳 6 ヶ月児とその保護者を対象にした「よちよちサークル」と 1 歳 7 ヶ月児から就学前児童とその保護者を対象にした「のびのびサークル」があります。手遊び、工作、運動遊び、絵本の読み聞かせなどを通し、子ども同士、親同士の交流を図っています。

<子育てサークルの状況>

サークル名	対象者	開催日	参加者
よちよちサークル	5 ヶ月～1 歳 6 ヶ月児と保護者	毎月第 2、4 週	毎回 20 組程度
のびのびサークル	1 歳 7 ヶ月児～就学前児童と保護者	毎月第 1、3 週	毎回 20 組程度

資料：鹿島市福祉事務所

4. 地域に関すること

市内には児童育成に関連する組織やサークル、ボランティアなど団体が数多くあり、それぞれの組織で独自の事業を実施しています。

これらの主な団体とそれぞれの活動内容は下記のとおりです。

団 体 名	主な活動内容
鹿島市PTA連合会	小中学校単位で設置されているPTAの連合会。学校、家庭、地域での活動を主とした、教師と保護者の共同による青少年育成活動
鹿島市青少年育成市民会議	市内の青少年育成に関わる関係機関・団体や企業等が一堂に会し、青少年育成のための方策や独自の事業を検討し実施
鹿島市子どもクラブ連合会	各地域単位で設置されている地区子どもクラブの団体。文化・スポーツ等、地域に根ざした活動を通じた青少年育成活動
鹿島市スポーツ少年団	各小学校等に所属する社会体育クラブの団体。各種スポーツを通じた青少年育成活動
各種郷土芸能（浮立）保存会	各地区の浮立等の郷土芸能の保存団体。青少年等の後継者育成活動
ボーイスカウト鹿島第1団	青少年育成団体の全国組織である財団法人ボーイスカウト日本連盟の支部。各種青少年健全育成事業の他、募金活動、麻薬撲滅運動等の社会奉仕活動
田澤少年クラブ	鹿島市の偉人で、青年団の生みの親である田澤義鋪の精神を受け継いだ青少年育成活動団体。地域ボランティア活動等

5. 社会環境に関すること

市内には、子育てに関する施設として、公園（都市公園3カ所・児童公園9カ所）、児童育成に関する施設（田澤記念館）、生涯学習センター「エイブル」、鹿島市民図書館、各地区公民館（6カ所）、市民体育館、各地区体育館（6カ所）などがあります。

特に子育てに関係する施設としては下記のとおりです。

<公 園>

	No	施設名	所在地	面積	主な施設内容
都市公園	①	蟻尾山公園	高津原 2441 他	20.43ha	野球場・公認陸上競技場・サブグラウンド・花見広場（ローラーすべり台・複合遊具・ターザンロープ）
	②	城内・旭ヶ岡公園	城内字柏	2.34ha	芝生広場・水上ステージ・トイレほか
	③	中川公園	執行分 2562	1.4ha	グラウンド・ターザンロープ・スプリング遊具・複合遊具
	④	北公園	西牟田 3820 他	2.5ha	テニスコート 8 面・芝生広場・スプリング遊具・すべり台・ジャブジャブ池
	⑤	臥龍ヶ岡公園	湯ノ峰 4379-1	2.2ha	すべり台・ジャングルジム・ブランコ・シーソー・チェーン遊具
	⑥	西牟田公園	西牟田四本松	0.19ha	トイレ・ベンチ
児童公園	⑦	中央児童遊園	中牟田 4250-3	1,627 m ²	大型すべり台・アーチ鉄棒・ブランコ・二人乗りブランコ・シーソー・鉄棒・動物置物
	⑧	中川児童遊園	小舟津乙 3113	287 m ²	ブランコ・すべり台・鉄棒
	⑨	北鹿島児童遊園	本町 44	436 m ²	ジャングルジム・すべり台・ブランコ・鉄棒・二人乗りブランコ
	⑩	広瀬児童遊園	納富分 1557-3	526 m ²	ブランコ・すべり台・鉄棒・回転シーソー
	⑪	二本松通り児童遊園	高津原 867-2	648 m ²	ブランコ・すべり台・鉄棒・ジャングルジム
	⑫	乙丸児童遊園	乙丸 2111-1	208 m ²	遊具セット（ブランコ・すべり台）
	⑬	大殿分児童遊園	大殿分甲 1581	314 m ²	ブランコ・すべり台
	⑭	北舟津児童遊園	北舟津 578	1,301 m ²	ブランコ・すべり台・置乗物ベンチ
	⑮	母ヶ浦児童遊園	母ヶ浦丙 463-1	430 m ²	ブランコ・すべり台

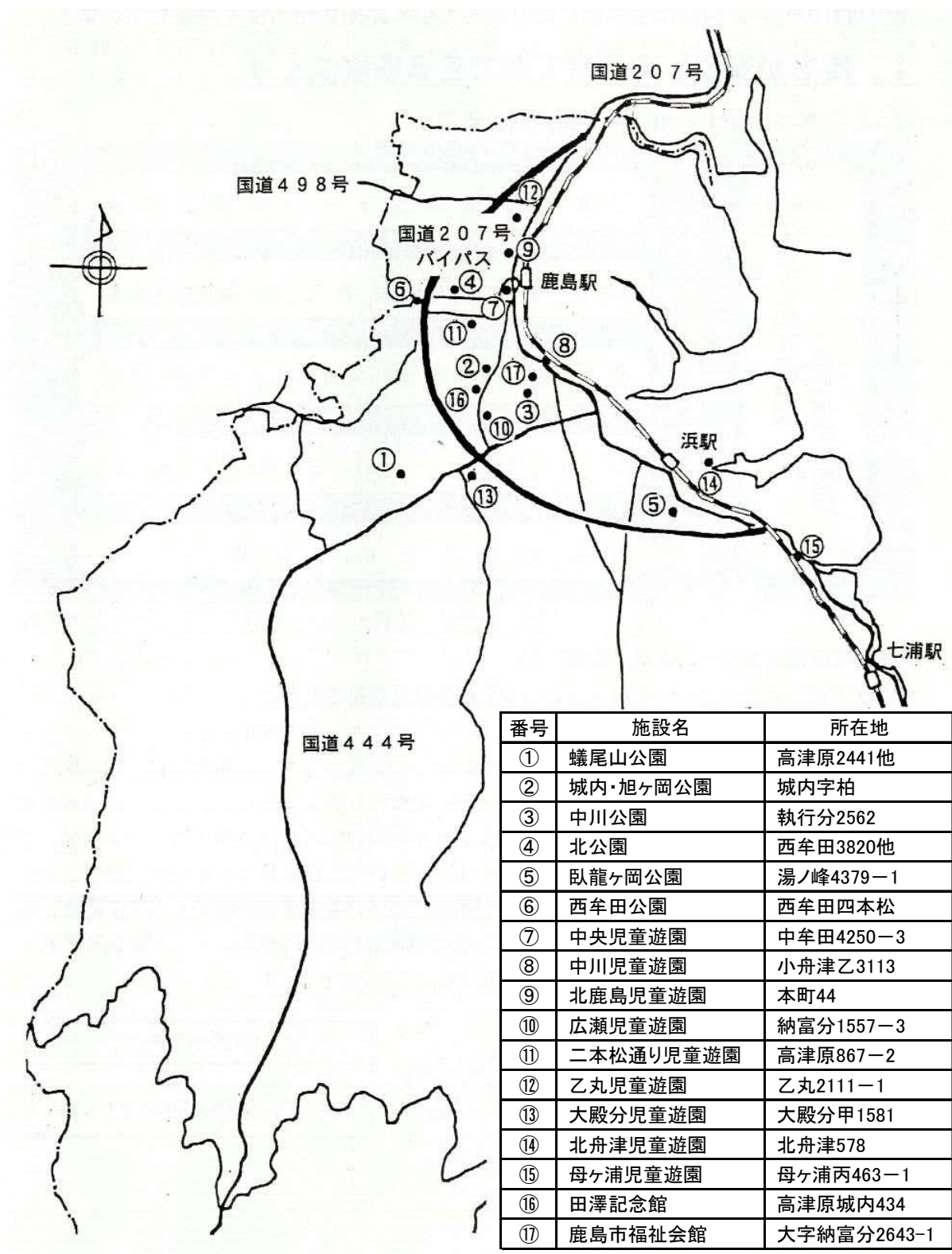
＜児童育成に関する施設＞

No	施設名	主な施設内容
①⑥	田澤記念館	鹿島市が生んだ「青年団の父」田澤義舗の生家跡に、社会教育の先覚者としての偉大な生涯と精神を受け継ぎ、青年団育成を図るために作られた施設。各種青年団活動や青少年育成事業等に利用されている。 敷地：1,305 m ² 、建物：鉄筋コンクリート2階建、311 m ²
①⑦	鹿島市福祉会館	鹿島市の福祉等の関係機関がある施設。鹿島市庁舎の隣にあり、1階は「鹿島市老人福祉センター」2階は心身障がい児通園施設「すこやか教室」、3階は鹿島公民館がある。 建物：鉄筋コンクリート3階建、延べ1477.54 m ²

【田澤記念館】



■子育てに関する施設位置図



Ⅲ. 計画の基本方針

1. 計画の策定に当たっての基本的な視点

(1) 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

本市では特に、この「子どもの視点」に重点を置き、子どもの育成に本当に必要な事業であるかどうかを検討し、親等の保護者の利便性に偏った計画にならないように配慮します。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

特に少子化が進み、小中学生が乳幼児とふれあう機会が少なくなっていることから、こういった機会を多く作る必要があると考えています。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

また、同時にサービスの内容に応じた適正な利用料の設定も必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

特に今後は、子育ての支援を行うボランティアを含めた人材をいかに確保・育成するかが重要な課題です。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、平成19年12月に取りまとめられた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。

特に育児休業制度等の取得推進について、いかにして事業主や労働者に対して啓発を行うかが重要です。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

特に在宅で子育てを行っている家庭は、子育ての様々な問題に悩んでいることも多く、積極的に支援して、児童虐待等の様々な問題を事前に防止することが必要です。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 48 条の 2 及び第 48 条の 3 の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

また、市内には中心商店街を中心に多くの空き店舗があり、これらの店舗を積極的に活用することで、経費の節減を図るだけでなく、中心商店街の活性化も図っていきます。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要です。

そのためには、定期的に事業やサービスの内容をチェックできる体制の整備が必要です。

(9) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、本市の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

本市は、全世帯に占める 3 世代同居世帯の割合が、全国平均（17.3%）、県平均（17.6%）に比べて 25.6% と非常に多い（平成 17 年度国勢調査による）のが特性となっており、このような家庭では、基本的には両親や祖父母が共同して子育てを行っています。しかしながら、このような家庭でも、家族関係や生活形態が多様化し、核家族と同様のサービスが求められることも多くなっています。

また、市の中心部では核家族化が急速に進行しており、このような地域では大都市並みの子育てのサービスが望まれています。さらにこの傾向は、両親が共働きの家庭やひとり親家庭の急増などの要因も加わり、市内全域に拡大しつつあります。

今後はこの傾向を踏まえながら、本市の次世代を担う子どもたちの育成には、どのような事業やサービスが必要であるかを常に検証しながら、事業を実施する必要があります。

2. 基本理念

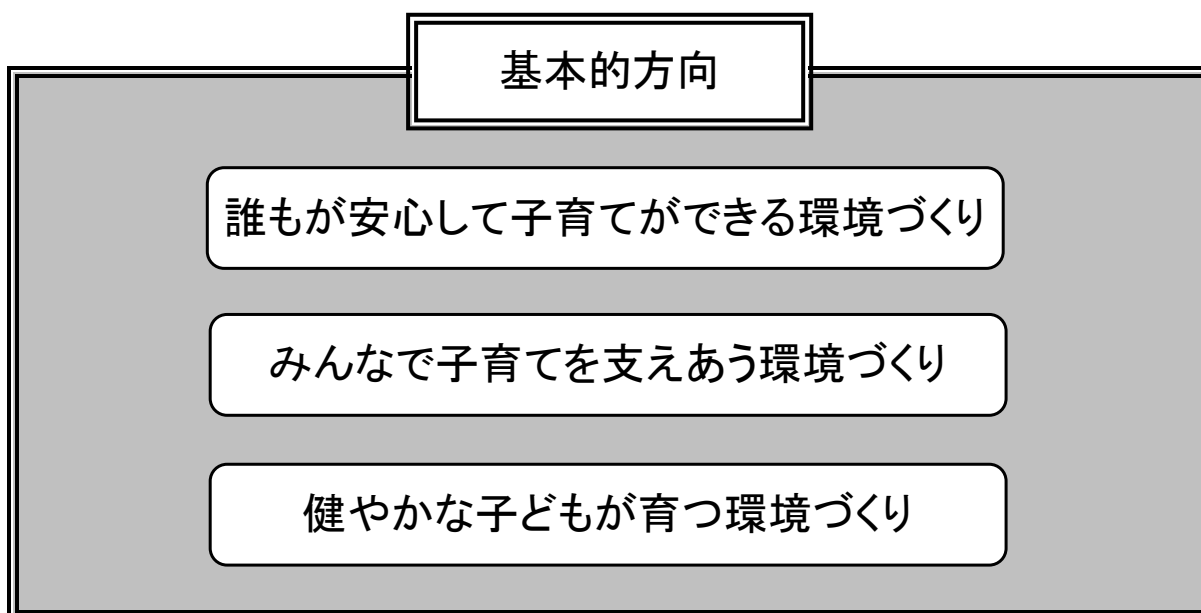
前期計画においては、本市が目指す子育て、これを支援するまちづくりのあり方についての目標を示すものとして、鹿島市エンゼルプラン【鹿島市児童育成計画】の理念を引き継ぎ、下記のように定めました。後期計画においても、この理念を引き継ぎ、次世代育成支援に更に尽力します。

「のびのび、健やか、心豊かな子どもが育つ・育てるまち“かしま”

みんなが“人が輝くまち”をめざして」

3. 基本的方向

基本的方向は、本計画の基本理念の実現に向けた取り組みの基本的な方向性を示すものとして、前期計画に引き続き以下の3項目を定めます。



4. 施策体系

子育て支援の推進に向けた施策展開のため、各基本的方向に基づく施策体系とその具体的な項目を以下のように定めます。

基本的には、平成15年2月に策定された鹿島市エンゼルプランの体系を基に、具体的項目の内容については、国から示されている次世代育成支援行動計画策定指針等を参考に新たに次世代育成支援対策の視点を盛り込んでいます。

なお、本計画期間（後期計画平成22年度～平成26年度）の5ヵ年に取り組む具体的な項目は下表の通りです。

基本的方向	施策体系	具体的項目	
誰もが安心して子育てができる環境づくり	子育てに関する相談・援助体制の整備	1. 子育て支援センター・つどいの広場事業の充実	
		2. 関係機関・施設等の連携強化	
		3. 広報・PRの強化	
		4. マンパワーの確保、育成	
		5. 計画推進のための組織づくり	
		6. 余裕空間等の活用	
	子育てに伴う経済的負担の軽減	1. 経済的支援の充実	
		2. ひとり親家庭の医療費等の支援	
	母子保健・医療体制の充実	1. 妊産婦・乳幼児の健康づくりへの支援	
		2. 乳幼児の保護者への支援	
		3. 医療体制の充実	
		4. 乳児家庭全戸訪問事業	
		5. 養育支援訪問事業	
	障がいのある子どもへの支援	1. 障がい者福祉計画の推進	
		2. 障がい児への支援の強化	
		3. 「すこやか教室」の支援・拡充	
4. 発達障がい児への支援			
みんなで子育てを支えあう環境づくり	多様化する保育需要への対応	1. 保育所・幼稚園の特色化の推進	
		2. 休日・夜間保育事業の検討	
		3. 延長保育、一時・緊急保育事業の充実	
		4. 在宅保育事業の充実	
		5. 低学年児童への支援	
	ゆとり、ふれあいの教育の推進	1. ゆとりある学習環境の整備	
		2. 行政と教育機関との連携強化	
		3. 幼保小連携教育の強化・充実	
	男女共同参画の推進	1. 男女共同参画基本計画の推進	
		2. 男女共同参画意識の啓発・PR	
	子育てと仕事の両立のための雇用環境整備	1. 育児休業制度等の周知・推進	
		2. 雇用環境整備のための啓発	
	家庭教育の充実	1. 子育てに関する情報提供の充実	
		2. 親としての意識の啓発	
		3. 地域スポーツ環境の整備	
	健やかな子どもが育つ環境づくり	子育てに適した生活環境の整備	1. 安全な生活環境の整備
			2. 安心して遊べる場所の確保
			3. 児童虐待の防止
		地域活動の充実・強化	1. 子育て支援サークルネットワークの強化・推進
			2. 世代間交流の推進
3. 広報・PRの強化			

5. 計画の推進体制

計画の推進については、庁内の関係各課等職員により各施策の進捗状況の点検・評価を行うとともに、市民公募選出者や学識経験者、関係団体等からの被推薦者で構成する「鹿島市次世代育成支援対策地域協議会」において、実施状況などに対して意見・要望を聴きながら進めます。

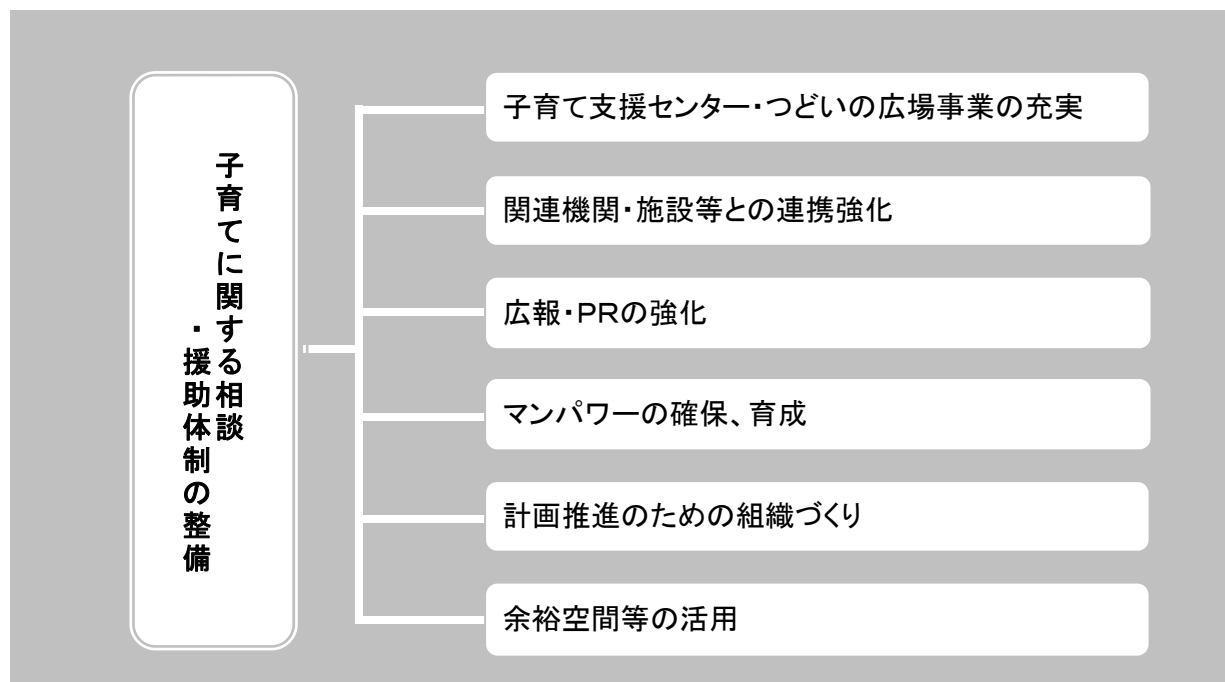
なお、計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境や、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確に対応しながら、着実な推進に努めます。



第2章 各論

I. 誰もが安心して子育てができる環境づくり

1. 子育てに関する相談・援助体制の整備



(1) 子育て支援センター・つどいの広場事業の充実

■ 地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業（センター型））【福祉事務所】

現在、地域子育て支援センターを設置し、子育てに関する相談業務や、子育てサークルの運営及び支援を行っています。後期計画では、鹿島市内の各地域に出張して相談業務を行ったり、家庭訪問による相談事業を行っていきます。なお、子育て支援センターはつどいの広場設置後も継続して設置します。

現在（平成 21 年現在）	⇒	目標事業量（平成 26 年度）
1 カ所		1 カ所

■ つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業（ひろば型））【福祉事務所】

保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う、つどいの広場事業を新たに取り組むことを検討します。場所は、既存施設の転用や中心商店街の空き店舗の活用を検討します。

将来的には子育てサポートセンター・休日保育事業・子育て教室講座等の開催等、子育てに関する様々な事業を、このつどいの広場を核として展開することを検討します。

現在（平成 21 年現在）	⇒	目標事業量（平成 26 年度）
0 カ所		1 カ所（実施時期は今後検討）

(2) 関連機関・施設等との連携強化

■ 要保護児童対策事業【福祉事務所】

児童虐待の未然防止と早期発見に努めるため、保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察等の関係機関・団体等で構成する「要保護者等対策地域協議会」を平成20年3月に設置しました。今後はこの協議会で、定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。

(3) 広報・PRの強化

■ 鹿島市子育て応援マップの作成及び子育てに関する情報の提供【福祉事務所】

平成21年度に子育て応援情報マップを作成し、保育所、幼稚園、小中学校及び子育て支援センター、市民課窓口での出生届や婚姻届、母子手帳の交付の際等に配布しています。

■ 広報・PRの強化

市報や市のホームページ等により、子育てに関する情報や事業の情報を積極的に広報します。

(4) マンパワーの確保、育成

■ 子育てボランティア募集・養成・登録【福祉事務所】

前期計画において、子育てに関するボランティアの募集、人材養成及び登録については、つどいの広場が未実施のため、当該施策についても実施に至っておりません。後期計画においては、子育てに関するボランティアの募集、人材養成及び登録を行い、つどいの広場等の様々な子育て事業について、スタッフとして活躍の場を提供します。

現在（平成21年現在）	➔	目標事業量（平成26年度）
0		事業実施（実施時期は今後検討）

■ 子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）のサポーターの養成・配置

【福祉事務所】

前期計画においては、子育てサポートセンターが未設置のため、サポーターの養成講座事業、認定事業は実施しておりませんが、後期計画において子育てサポートセンターを設置した場合、サポーターの養成講座事業、認定事業が必要になると考えられます。

現在（平成21年現在）	➔	目標事業量（平成26年度）
0		子育てサポートセンターの設置に伴い実施

■ 地域や家庭での子育てにおける高齢者世代の活用【福祉事務所、生涯学習課】

高齢者の方々は子育ての先輩であり、その経験と知識を若い世代の子育てに活用していただくことが望まれます。前期計画においては、シルバー人材センターの主催で放課後児童クラブの指導員を養成する講座の開催、及び世代間交流に関する事業を実施し、高齢者が培ってきた経験と知識を活かした子育て支援の参加を促進してきました。後期計画においても、高齢者の方々に、つどいの広場を利用した世代間交流事業、子育てサポートセンターのサポーター、生涯学習事業等で活躍の場を引き続き提供します。

(5) 計画推進のための組織づくり

■ 行政、民間サークル等の事業について評価し意見交換する場の設置【福祉事務所】

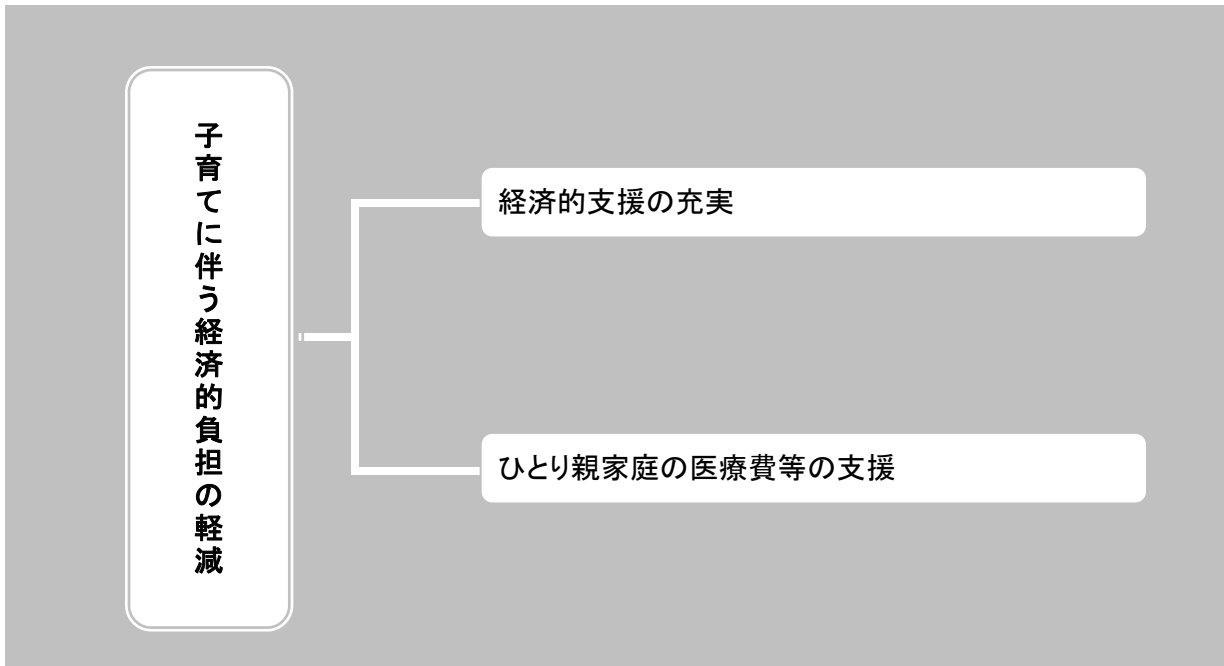
前期計画においては、次世代育成支援行動計画の推進に向け設置している「鹿島市次世代育成支援対策地域協議会」で、次世代育成支援のための検討を行ってきました。後期計画においても、引き続き協議会における検討を実施していきます。

(6) 余裕空間等の活用

■ 余裕空間の活用【福祉事務所、教育総務課、商工観光課】

学校の余裕教室や公共施設や商店街の空き店舗を放課後児童クラブやつどいの広場事業等の各種の子育て支援サービスの場として、活用していきます。

2. 子育てに伴う経済的負担の軽減



(1) 経済的支援の充実

■ 子どもを生み育てられる経済基盤の充実（就業の場の確保）【商工観光課】

就業の場の確保は次世代育成にかかわらず市としての重要課題であることから、市内への進出企業に対する奨励措置、県と連携する特区制度を活用した企業誘致の促進、就業率向上を目指した企業訪問を実施してきました。後期計画においても、事業を継続し、就業の場の確保に努めていきます。

■ 乳幼児医療費の支援【福祉事務所】

現在、佐賀県の3歳未満児の医療費助成に加え、市独自に小学校就学前までの乳幼児医療費を全額助成しています。今後も継続して実施します。

(2) ひとり親家庭の医療費等の支援

■ ひとり親家庭の医療費の支援【福祉事務所】

現在ひとり親家庭に対して医療費を助成しており、今後も継続して支援を行います。

■ ひとり親家庭等に対する相談体制の充実【福祉事務所】

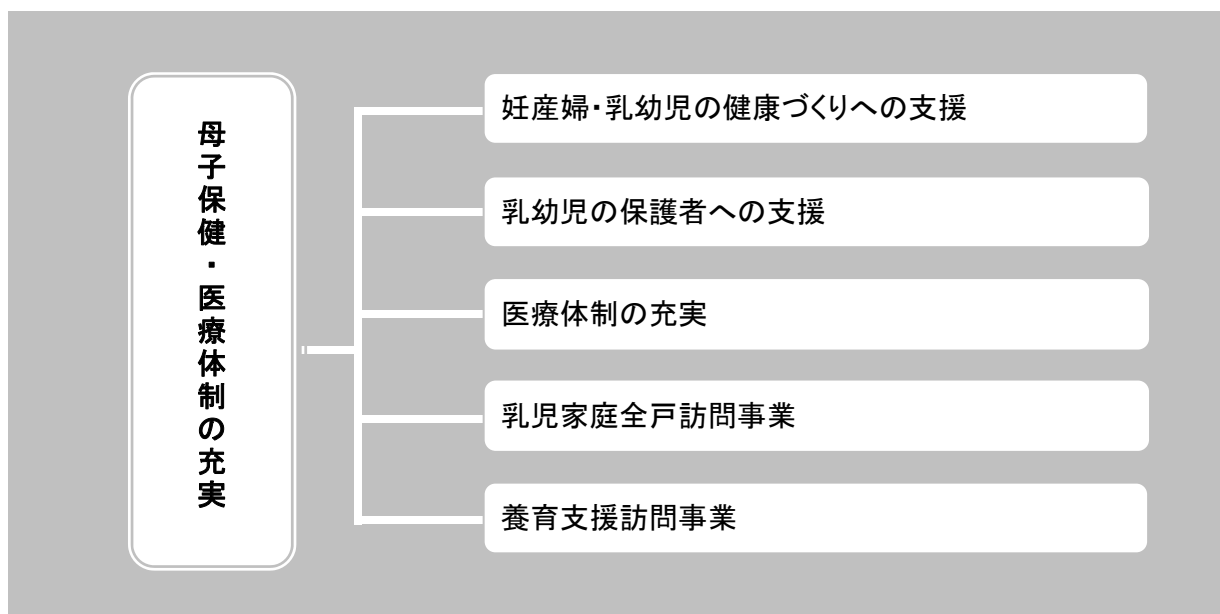
鹿島市福祉事務所に、家庭相談員及び母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する生活上の悩みの相談業務や、生活の自立に向けた支援を行ってきました。後期計画においても、事業を継続し、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実に努めていきます。

現在（平成21年現在）
1カ所



目標事業量（平成26年度）
1カ所

3. 母子保健・医療体制の充実



(1) 妊産婦・乳幼児の健康づくりへの支援

■ 妊娠期からの支援の充実【保険健康課】

初めての出産・育児に対する不安を解消・軽減できるよう、母子手帳交付時から健康教育や相談を実施するとともに、マタニティスクールを開催してきました。

また、妊婦健診の定期受診を勧奨するとともに、経済的負担を少しでも軽減できるよう健診票の発行（必要に応じて精密健診票の発行）を継続して実施しています。後期計画においてはさらに、一人当たりの交付枚数も増やしています。

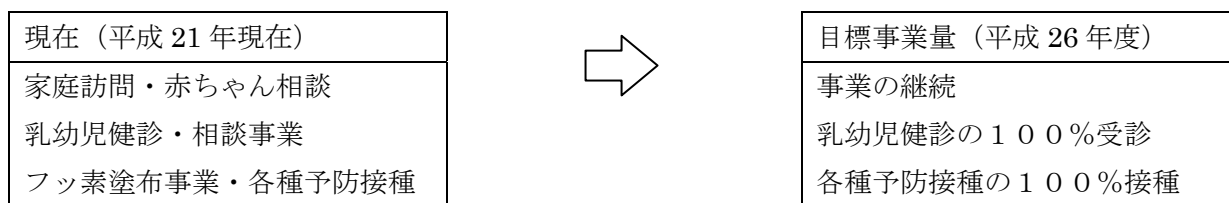
■ 乳幼児への支援の充実【各事業毎に掲載】

家庭訪問： 育児不安の軽減や発育状況の確認のため、保健師や母子保健推進員による家庭訪問を実施しています。
【保険健康課】

赤ちゃん相談： 発育状況の確認・離乳食の指導・予防接種の指導等（乳幼児を取り巻く家族や環境等も含め）育児に関する相談を実施しています。
【保険健康課】

乳幼児健診： 身体発育・精神発達面から障がい、疾病、異常等を早期に発見し、適切な指導により心身障がいの進行を未然に防止するとともに、育児に関する指導・相談を行い乳幼児の健康の保持・増進のために、受診率 100%を目指し、4ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳6ヵ月児の集団健診を実施します。また、医療機関でも受診できるよう乳児期の健診票を発行しています。必要に応じ精密健診票の発行・他機関への紹介・その後のフォロー等を実施しています。

- 相談事業**： ことばの遅れや行動が気になる幼児については、他機関との連携で相談を実施しています。3歳6ヵ月児健診では、臨床心理士による心理相談ももうけています。
【保険健康課】
- フッ素塗布事業**： むし歯を未然に防ぐために、1歳6ヵ月児健診とその半年後にフッ素の塗布を実施しています。
【保険健康課】
- 各種予防接種**： 伝染のおそれがある疾病の発生・まん延を予防するために、定期の予防接種を実施しています（三種混合・ポリオ・麻疹・風疹・日本脳炎・BCG・二種混合）。
【保険健康課】



- 絵本の読み聞かせ事業**： 乳幼児の情緒発達に良いといわれている早期からの読み聞かせを推奨していくために、4ヵ月児健診時に図書館及び子育て支援センターのスタッフと協働で実施しています。
（ブックすくすく事業）
【図書館・保険健康課・福祉事務所】

（2）乳幼児の保護者への支援

■ **母子保健推進員活動の充実【保険健康課】**

母子保健推進協議会への委託事業の中で、母子保健推進員が子育て応援隊として、妊娠時期から関わりを持ちながら、各活動を実施してきました。

- ・マタニティひろばの開催、4ヵ月健診でのスタッフ応援
- ・子育てサークルへの応援
- ・家庭訪問：妊婦・乳幼児への訪問の中で、相談や健診の勧奨、予防接種の勧奨、サークルへの勧奨等
- ・研修会への参加・自己研修

後期計画においても、これらの事業を継続し、母子保健推進員活動の充実に努めていきます。

■ **地域における食に関する学習の機会の充実【保険健康課】**

離乳食教室（月1回）で、栄養士による離乳食のすすめ方の指導や、試食等を行っています。妊産婦に対しては、母子手帳交付時の妊娠中の食事についての情報提供、マタニティスクールにおいては栄養士による指導をしています。また、食生活改善推進員は委託事業の中で、地区公民館において親子料理教室、健康おやつ作り等を実施しています。

後期計画においても、これらの事業を継続し、地域における食に関する学習の機会の充実に努めていきます。

(3) 医療体制の充実【保険健康課】

平成 20 年 4 月から「鹿島市休日子どもクリニック」を開設し、休日の小児科の診療を受けることができるようになりました。また、南部地区小児時間外診療体制整備事業として、土・日・祝祭日の午後 7 時～午後 9 時まで武雄休日急患センターで診療をおこなっています。

後期計画においても、事業を継続し、医療体制の充実に努めていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業【保険健康課】

原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言に対応してきました。

後期計画においても、現在の事業を継続して実施していきます。

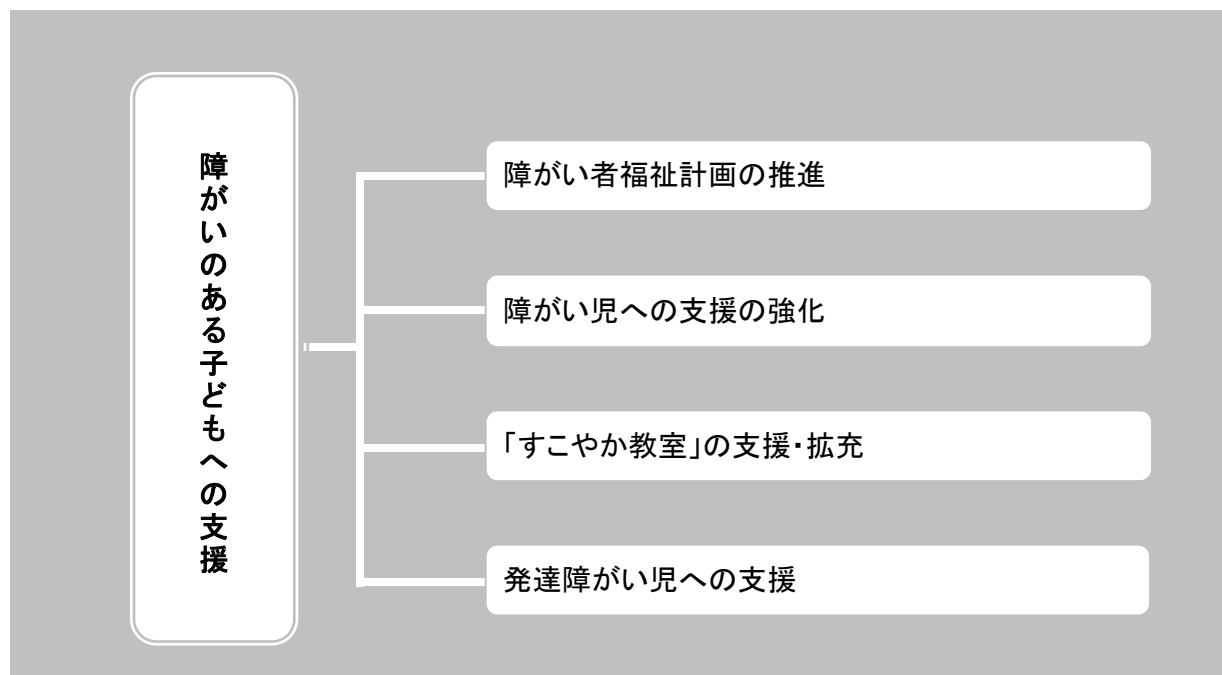
現在（平成 21 年現在）	➔	目標事業量（平成 26 年度）
乳児家庭全戸訪問事業		事業継続 全戸訪問

(5) 養育支援訪問事業【保険健康課】

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる、または保護者に監護されることが不相当であると認められる児童及び保護者ならびに、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

後期計画においても、現在の事業を継続して実施していきます。

4. 障がいのある子どもへの支援【福祉事務所】



(1) 障がい者福祉計画の推進

■ 障がい者福祉計画の推進【福祉事務所】

障害者基本法第9条第3項に基づく障がい者のための計画として、平成20年度に「鹿島市障害者基本計画」を策定しました。これは平成16年3月に策定した「鹿島市障害者プラン」を引き継ぐ計画として、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とし、障がい者福祉に関する総合的な計画として策定されたものです。また、同年度に「鹿島市障害福祉計画」を併せて策定しました。これは障害者自立支援法に基づき、平成18年に策定した本計画を見直すもので、鹿島市が障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサービス等を提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定めたものです。

後期計画においては、これらの計画に基づき、具体的な施策を実施していきます。

(2) 障がい児への支援の強化

■ 障がいのある子どものための教育相談推進事業【教育総務課】

乳幼児期から学校卒業後にわたって、教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発達相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援を行うことで、子どもやその保護者に安心感のあるサポートを行います。前期計画においては、教育委員会が窓口となり、福祉事務所、保険健康課と連携しながら、障がいのある子どもやその保護者の教育相談にあたってきました。

後期計画においても、障がいのある子どものための教育相談の推進に努めていきます。

■ 障がい児の保育所及び幼稚園の受け入れ事業【福祉事務所・教育総務課】

前期計画においては、市内の各保育所及び幼稚園において障がい児を受け入れ保育する事業を実施してきました。

後期計画においても、事業を継続し、障がい児の保育所及び幼稚園への受け入れに努めていきます。

■ 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進【福祉事務所】

発達障がい児及び知的障がい児については受け入れ実績があり、また、今後も希望があれば原則的に受け入れが可能です。しかし身体障がい児については受け入れ実績がないことから、後期計画において、現体制で受け入れが可能か検討を行います。

現在（平成 21 年現在）	➔	目標事業量（平成 26 年度）
1 人		1 人（必要量）

（3）「すこやか教室」の支援・拡充

■ 「すこやか教室」の運営【福祉事務所】

現在、鹿島市中心身障害児通園施設「すこやか教室」で、就学前の心身障がい児を対象とした療育を通して、集団活動への適応や保護者への助言を行っています。本事業は、心身の成長や発達の遅れに心配のある就学前の児童に対し、通園による療育を通して、健康の増進と福祉の向上を図るものです。

後期計画においては、継続して運営するとともに、必要なサービスの拡充を検討します。

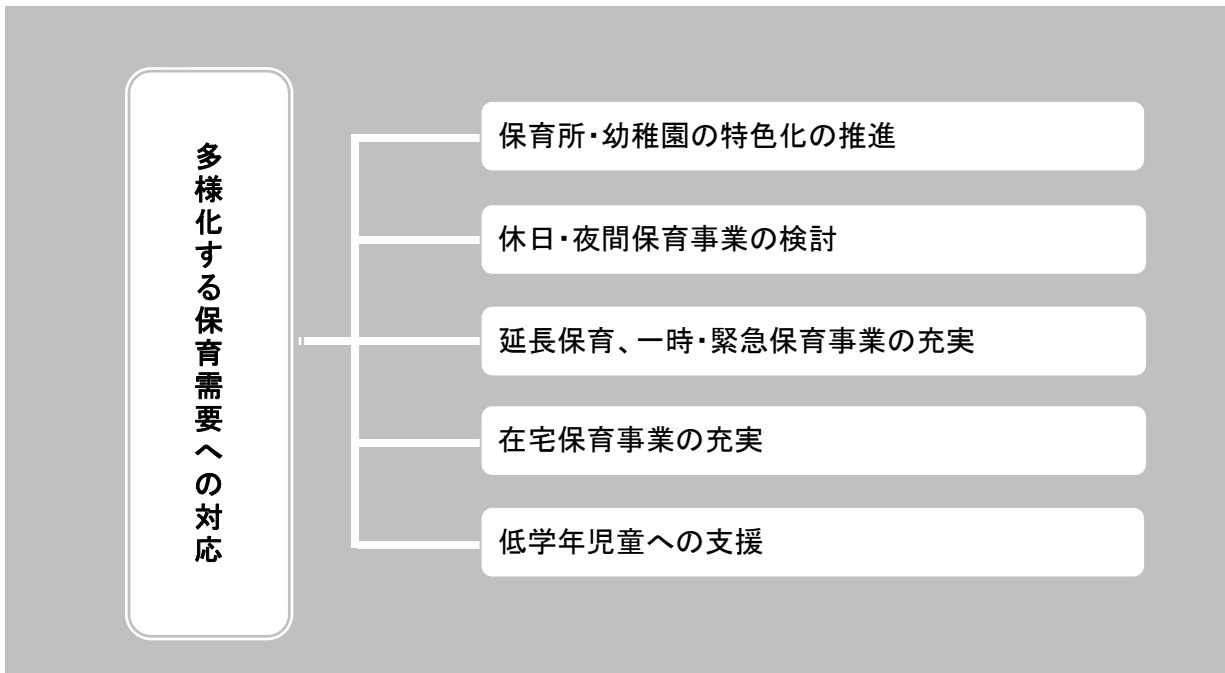
（4）発達障がい児への支援【保険健康課】【福祉事務所】

発達障がい児についても、保健センター・すこやか教室・子育て支援センターによる相談事業及び必要に応じた保育所や放課後児童クラブへの受け入れを実施しています。

後期計画においても、相談事業を継続するとともに、必要に応じた保育所や放課後児童クラブへの受け入れを実施していきます。

Ⅱ. みんなで子育てを支えあう環境づくり

1. 多様化する保育需要への対応



(1) 保育所・幼稚園の特色化の推進

■ 通常保育事業【福祉事務所】

通常保育は、保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育するものです。現在、市内 14 保育所で実施しています。この事業についてはニーズを満たしており、今後も現在の体制を維持していく予定です。

現在（平成 21 年現在）	⇒	目標事業量（平成 26 年度）
14 保育所 1, 101 人		14 保育所 1, 033 人

■ 保育所の施設設備整備【福祉事務所】

市全体の現在及び将来の保育需要を踏まえ、保育所の設置認可のあり方を十分に検討した上で、市内 14 保育所の施設及び設備の整備の実施や助成を行っています。

後期計画においても、引き続き、子どもたちを安全で快適に保育できる環境づくりに努めていきます。

現在（平成 21 年現在）	⇒	目標事業量（平成 26 年度）
14 保育所		14 保育所

■ 幼稚園の運営支援【教育総務課】

現在少子化によって、園児の減少が顕著な幼稚園の運営について、その支援を行います。

■ 事業所内保育所等の運営支援【福祉事務所】

認可されていない事業所内保育所や無認可託児所等についても、安心して子どもを預けることができるように、必要な指導助言や支援を行ってきました。

後期計画においても、引き続き支援を行います。

■ 幼稚園の預かり保育【教育総務課】

幼稚園に在籍している幼児について、教育課程に係る教育時間の終了後や長期休暇中等に教育活動を行う事業です。現在、各幼稚園で預かり保育が実施されています。後期計画においても、引き続き事業を実施します。

(2) 休日・夜間保育の検討

■ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）【福祉事務所】

就労等の都合により、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行うものです。ショートステイ事業と同様に、ニーズの発生に応じて嬉野市の済昭園に依頼できる体制を整備しています。後期計画においても、引き続き事業を実施します。

現在（平成 21 年現在）	➔	目標事業量（平成 26 年度）
3 人（必要量） 0 ヲ所		3 人（必要量） 0 ヲ所

■ 休日保育事業【福祉事務所】

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する事業ですが、現在は実施していません。すでに事業実施している他市町で、保護者が通常保育に加えてこの事業のサービスを受けている場合、親が職場を休みでも子どもは保育所に通うために、児童が年間を通してほぼ休むことなく保育所に通っている事例の発生が確認されています。したがって、事業を実施すべきかの判断を慎重に行う必要があり、協議会等で慎重に検討した結果、本市としては現在の時点では事業化すべきでないと判断しています。

しかしながら、今後の本市の状況によっては事業化が必要になることも考えられますので、今後も引き続き検討を行っていきます。

また、将来つどいの広場事業が実施できればこの中での受け入れも考えられます。

■ 夜間保育事業【福祉事務所】

保護者の就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午後 10 時まで保育を行うものです（保育時間：午前 11 時～午後 10 時）。前期計画においては実施実績もなく、また後期計画策定のために実施されたアンケートでも午後 10 時までの利用希望はほとんどみられないため、当面は実施しませんが、今後ニーズが生じれば検討します。

(3) 延長保育、一時・緊急保育事業の充実

■ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・派遣型）【福祉事務所】

保育士や看護師等が病気回復期にある児童の家庭を訪問し、保護者にかわって保育を行う事業です。本市では現在実施していません。事業を実施するための組織体制（病院・保育所等）がなく、実施するには相当の準備期間と予算が必要と考えられます。全国的にも実施市町村が少なく、本市としての取り組みは難しいと考えます。

■ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）【福祉事務所】

病気回復期にある児童を、保育所・病院等において保育する事業です。本市での実績はありませんが、嬉野市の樋口医院で受け入れ体制があります。しかし、後期計画策定のために実施されたアンケートでは、市内での実施が望まれていることから、関係機関（病院）で実施を目指し検討します。

現在（平成 21 年現在）	➡	目標事業量（平成 26 年度）
29 人日（年間利用延べ日数）		40 人日（年間利用延べ日数）
0 カ所		1 カ所

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）【福祉事務所】

保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1 週間程度）児童を預かる事業です。現在、嬉野市の済昭園に依頼しており、今後もニーズが生じた場合同様の対応を行っていきます。

現在（平成 21 年現在）	➡	目標事業量（平成 26 年度）
1 人（必要量） 0 カ所		1 人（必要量） 0 カ所

■ 一時預かり事業【福祉事務所】

普段、家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を預かる事業です。市内 14 保育所で実施しており、発生したニーズすべてに対応できています。今後も現在の体制を維持していく予定です。

現在（平成 21 年現在）	➡	目標事業量（平成 26 年度）
60 人 14 カ所		60 人 14 カ所

■ 特定保育事業【福祉事務所】

保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な未就学児に対して、週 2～3 日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業ですが、特定保育の対象者については通常保育及び一時預かり等の事業でカバーしており、事業実施の必要はないと考えます。

■ 延長保育事業【福祉事務所】

認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行うものです。現在市内保育所において 30 分から 1 時間の延長保育が行われています。後期計画においては、将来的に 2 時間以上の延長保育の実施が可能か検討します。

現在（平成 21 年現在）	➔	目標事業量（平成 26 年度）
186 人（必要量）		170 人（必要量）

（4）在宅保育事業の充実

■ 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業（センター型））【福祉事務所】

【再掲 32 ページ】

■ つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業（ひろば型））【福祉事務所】 【再掲 32 ページ】

■ 子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）事業【福祉事務所】

子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う事業です。住民のニーズがあり、すでに民間レベルではサポートセンターの立ち上げがあります。今後は、市のサポートセンターとして委託するかどうか検討する必要があります。

また、実施するとすれば、派遣されるサポーターの保育士資格の有無に関する問題の検討や、市としてのサポーターの認定、さらにサポーターの育成事業も平行して行う必要があります。

■ 家庭的保育事業【福祉事務所】

乳幼児に対して、市町村が行う研修を終了し、認定を受けた保育士などの居宅やその他の場所において、保育を行う事業です。現在鹿島市では通常保育の事業で保育のニーズをカバーしており当面必要がないと考えられますが、今後ニーズが発生すれば検討します。

(5) 低学年児童への支援

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【福祉事務所】

保護者が日中就労等のために家庭にいない小学校低学年に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与える事業です。現在全7小学校区で実施しています。平成21年度までは平日及び長期休業期間中の開所をしていましたが、平成22年度からは土曜日の利用もできるようにします。

現在（平成21年現在）	⇒	目標事業量（平成26年度）
243人 9ヵ所		250人 9ヵ所

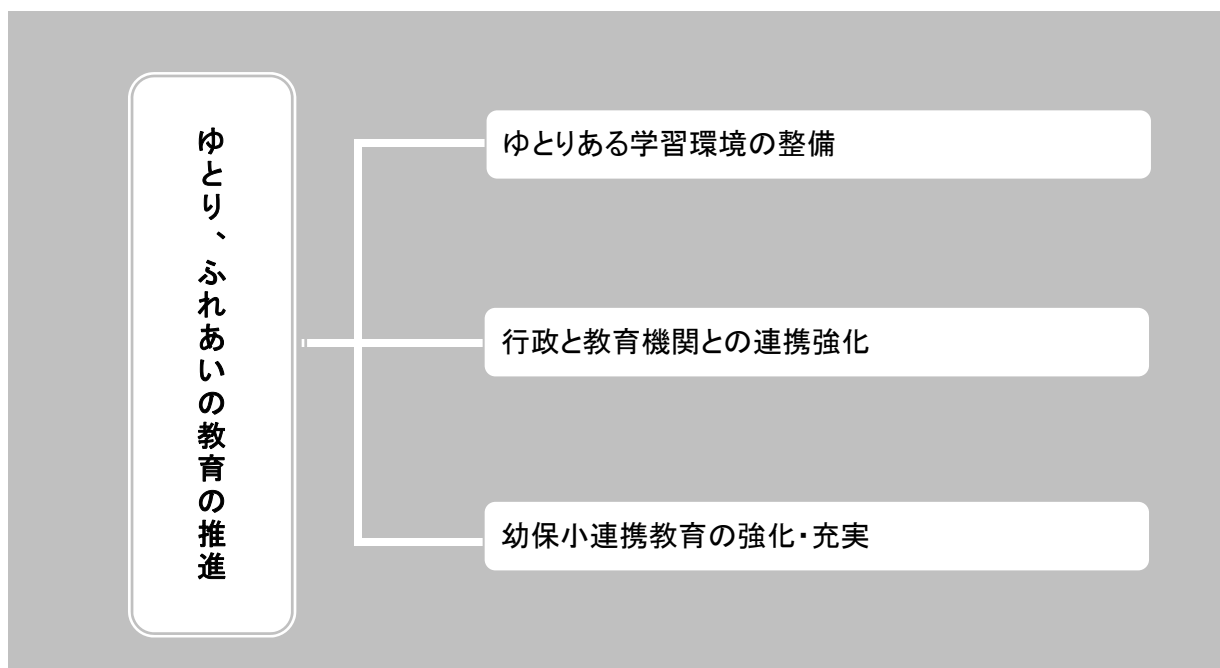
■ 放課後子ども教室推進事業【生涯学習課】

放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、ヒカルの碁スクールやわんぱくスクール、体育館開放などの青少年育成事業を実施しています。

後期計画においても、これらの事業を継続して実施します。



2. ゆとり、ふれあいの教育の推進



(1) ゆとりある学習環境の整備

■ 学校評議員の設置推進【教育総務課】

校長が、保護者や地域の方々からの意見を幅広く聴くための制度です。これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を推し進めていきます。

■ 親子による交流・自然体験学習等の生涯学習事業の開催【生涯学習課】

交流体験学習の場の提供、少年体験活動などを今後も継続して実施していきます。

現在（平成 21 年現在）	⇒	目標事業量（平成 26 年度）
9 事業 参加者 797 人		9 事業 参加者 800 人

(2) 行政と教育機関との連携強化

■ 教育委員会・学校・保護者との定期的な懇談会の開催【教育総務課】

（学校評議員及び地区懇談会の推奨）各学校では、地区別懇談会や学校評議員制度、保護者アンケートを通して地域や保護者の方々の意見を積極的に取り入れるよう取り組んでいます。教育委員会は、教育委員会主催の諸会議を通して学校からの要望等を把握しています。

この他、小学校低学年の学習状況についてスクールミーティング等を開き、成果及び課題について意見交換を行っています。

後期計画においても、これらの事業を継続して実施します。

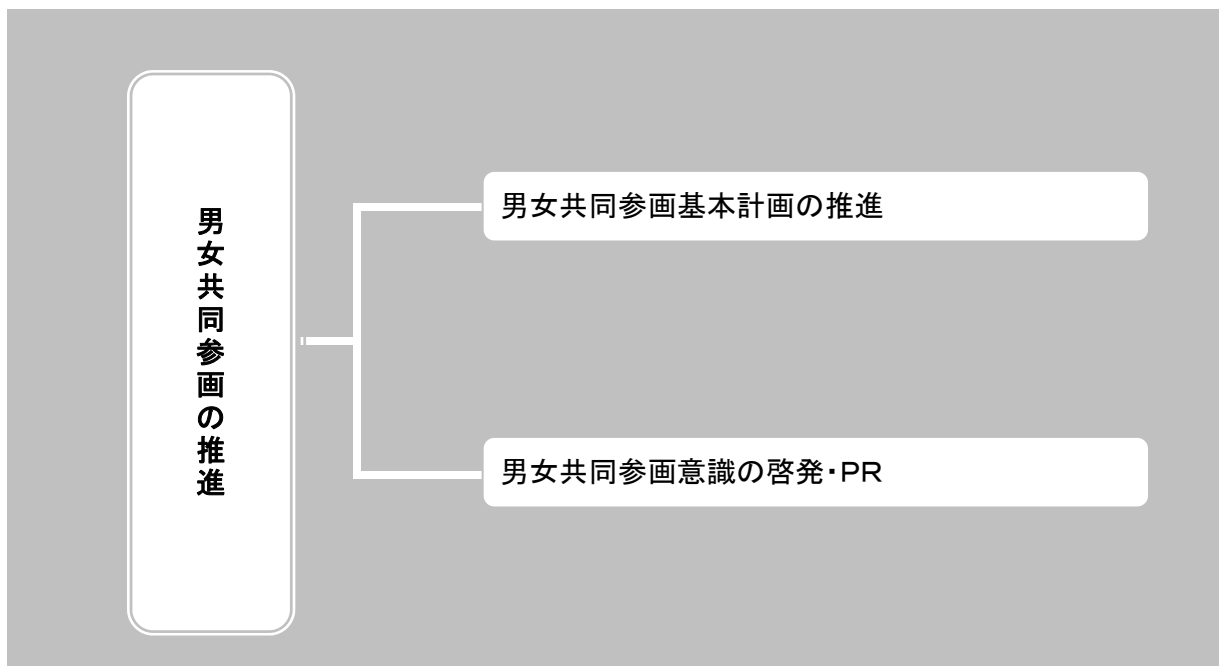
(3) 幼保小連携教育の強化・充実【教育総務課、福祉事務所】

市内幼保小連絡協議会を開催し、児童期の生徒指導上の問題や、幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続の在り方等について、教育委員会、福祉事務所及び関係機関が協議を行い、協力して取り組んできました。また、情報交換等を進める中で一貫した指導体制の確立を図っています。

後期計画においても、事業を継続し、幼保小連携教育の強化・充実に努めていきます。



3. 男女共同参画の推進



(1) 男女共同参画基本計画の推進

■ 男女共同参画基本計画の推進【生涯学習課】

平成 16 年 3 月に、平成 16～25 年度までの 10 年間の「かしま男女共同参画プラン」を策定しました。後期計画においては、このプランに基づき、家庭・地域・職域における男女共同参画のための各種事業を推進します。

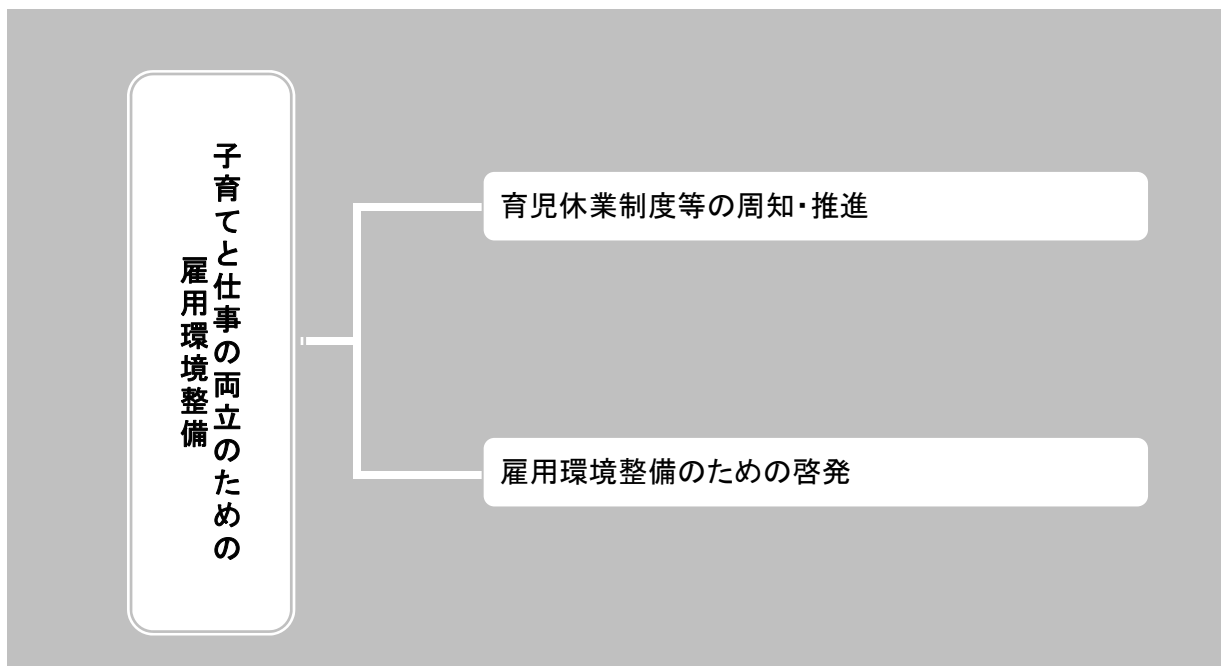
(2) 男女共同参画意識の啓発・PR

■ 男女共同参画意識の啓発・PR【生涯学習課】

男女共同参画社会づくりを推進するために、鹿島市職員の研修会及び市民対象の講演会を開催しています。

後期計画においても、事業を継続し、「かしま男女共同参画プラン」の周知活動を中心に、男女が協力して家庭を築くこと、及び、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発を、広報紙や鹿島市のホームページ等によって行います。

4. 子育てと仕事の両立のための雇用環境整備



(1) 育児休業制度・介護休業制度の周知・推進

■ 事業主等の子育て支援に関する意識改革【商工観光課】

子どもを産み育てやすい環境を推進するためには、子どもがいても働きやすい職場の環境づくりが特に重要です。そのためには、育児休業制度や有給休暇制度等の制度を利用しやすい職場環境づくりが必要です。そのためには事業主等が子育て支援に積極的に取り組むことが重要です。佐賀労働局等と協力して事業主の意識改革を行っていきます。

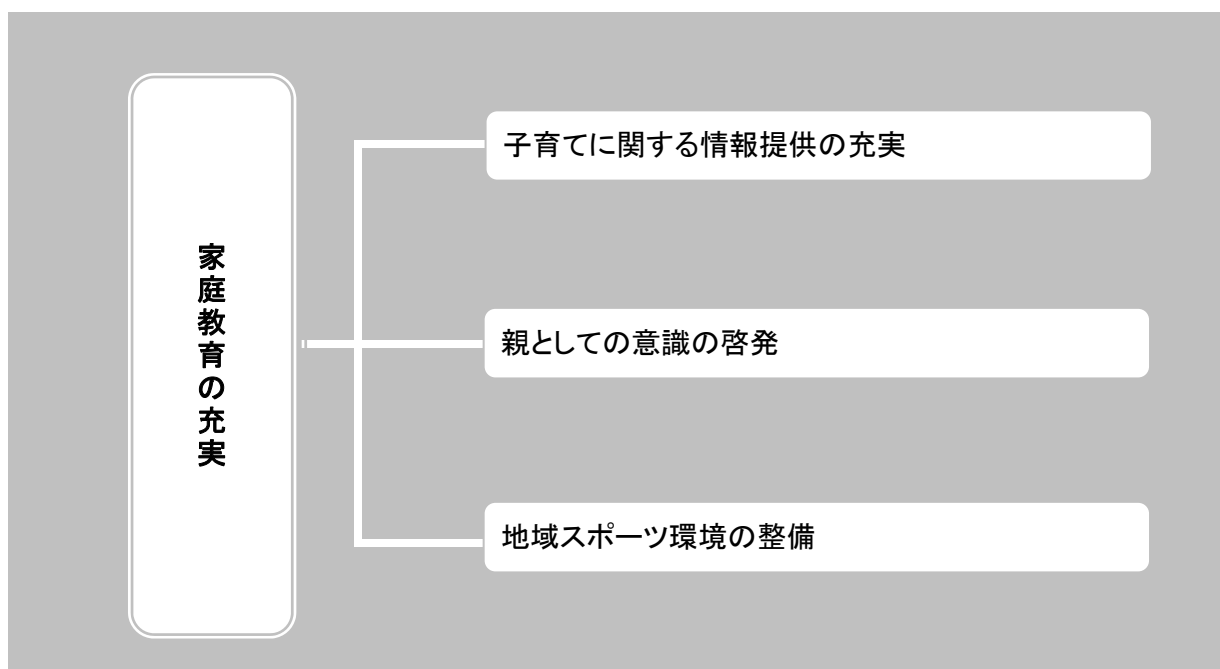
また「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体等は「特定事業主行動計画」を、一般事業主は「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。

鹿島市は平成17年3月に「特定事業主行動計画」を策定しています。この行動計画を基に、佐賀労働局と協力して一般事業主の意識啓発を行います。

(2) 雇用環境整備のための啓発

■ 事業主等の子育て支援に関する意識改革【再掲 上記】

5. 家庭教育の充実



(1) 子育てに関する情報提供の充実

■ 巡回相談等の教育相談窓口の設置及び家庭生活指導【福祉事務所、教育総務課】

教育委員会に窓口を設け、電話で教育相談の対応を実施しています。「虹のテレホン」として電話帳にも記載し、随時相談を受け付けています。

後期計画においても、この事業を継続して実施します。

■ 保育所や幼稚園への講師派遣【生涯学習課】

保育所や幼稚園からの要請に応じ、積極的に講師等の派遣を行います。

(2) 親としての意識の啓発

■ 巡回相談等の教育相談窓口の設置及び家庭生活指導【福祉事務所、教育総務課】【再掲 上記】

■ 保育所や幼稚園への講師派遣【生涯学習課】【再掲 上記】

■ 子育てに関する情報の提供【福祉事務所】【再掲 33 ページ】

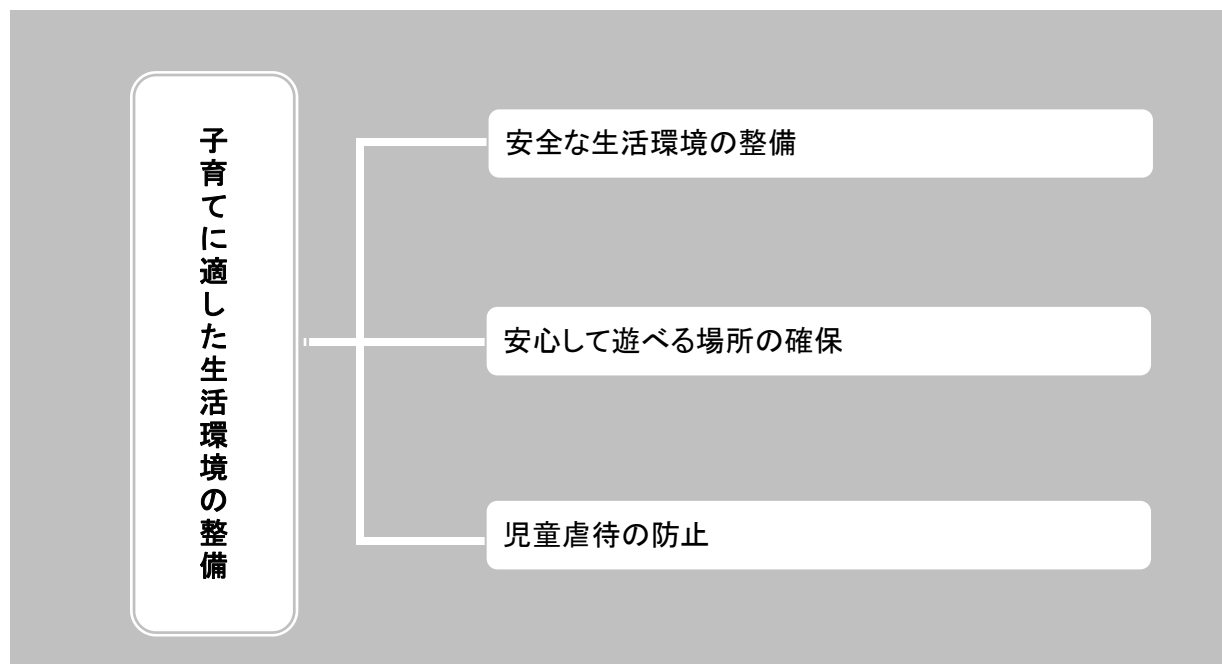
(3) 地域スポーツ環境の整備

■ 総合型地域スポーツクラブの整備【生涯学習課】

子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図り、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにつなげるため、総合型地域スポーツクラブを整備するものです。現在実施している「スポーツライフ鹿島」を継続して実施します。

Ⅲ. 健やかな子どもが育つ環境づくり

1. 子育てに適した生活環境の整備



(1) 安全な生活環境の整備

■ 子ども等の安全の確保【教育総務課】

昨今、子どもたちを取り巻く環境は悪化しており、子どもたちが安心して登下校できるような環境づくりが望まれます。そこで、今後も各関係機関や学校と連携し、交通安全教室の実施、児童生徒の防犯ブザーの所持、子ども110番の家の整備に加え、安全パトロールステッカーの設置等を進めながら強化していきます。

■ 良質な住宅の確保【まちなみ建設課】

子育て世帯の安全かつ安心して快適な住生活を支援するため、既存市営住宅のバリアフリー化の推進やユニバーサルデザイン(注①)に基づく住宅の整備に努めます。

また、安心して長期にわたり住み続けることができるよう、子どもの成長を見据えた、適切な広さの住宅の確保や整備に努めます。

注① 障がいの有る無しに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設などをデザインすること

■ 子育て世帯向け住宅の供給支援【まちなみ建設課】

既存市営住宅の活用・機能向上を通じて、子育て世帯への住宅の供給を支援します。

小さな子どもがいる世帯に対する、入居資格の緩和や優先入居、優遇措置の実施に積極的に取り組みます。また、子育て世帯が入居可能な、他の公的賃貸住宅に関する情報提供や、他の子育て施策との連携を強化し、子育てにやさしい居住環境づくりを推進します。

■ 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化【まちなみ建設課】

道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。また、妊産婦等への理解を深める取組として公園施設等の身障者駐車場以外にプラスワン駐車スペースを確保するなど利便性・安全性の向上に努めます。

■ 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備【まちなみ建設課】

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

■ チャイルドシートの正しい使用の徹底【総務課】

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、普及啓発活動を積極的に展開します。また、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することによって、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

(2) 安心して遊べる場所の確保

■ 公園の整備【まちなみ建設課、福祉事務所】

市内の都市公園及び児童公園における遊具の点検を強化し、故障・劣化した危険性のあるものについては修繕等、適正な維持管理を実施するとともに、老朽化したものは計画的に更新していきます。

また、ベビーカーでの利用も考慮した園路整備を推進し、市民や子どもにとって、安心・安全な公園の整備に取り組みます。

■ 雨の日に利用できる遊び場の設置【福祉事務所】

つどいの広場の設置を検討していますが、このつどいの広場に雨でも遊べる遊び場を設置することを検討します。

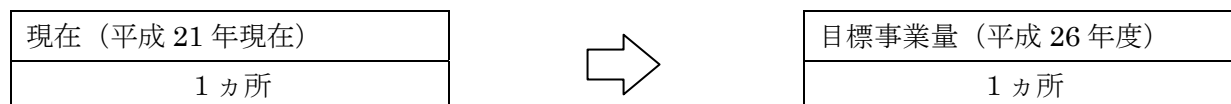
■ 放課後子ども教室推進事業【生涯学習課】【再掲 45 ページ】

(3) 児童虐待の防止

■ 家庭相談室の運営【福祉事務所】

現在設置している家庭相談室で、実状の把握・情報の提供、児童相談等を行い、県の児童相談所及び関係機関等と十分連携を図りながら、児童虐待の未然防止等に向けた取り組みを実施しています。

後期計画においても、事業を継続します。



■ 要保護児童対策事業【福祉事務所】【再掲 33 ページ】

■ スクールソーシャルワーカー活用事業【教育総務課】

福祉や教育に関して専門的知識・技術を有する人を、スクールソーシャルワーカーとして学校に配置する事業です。不登校やその他の問題を抱える児童生徒やその家庭を対象に、家庭や学校に助言や支援を行います。

■ 主任児童委員との連携【福祉事務所】

主任児童委員は民生委員児童委員とは別に、特に地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員です。児童相談所や福祉事務所、保健所、学校などの関係機関と児童委員との連絡を密にして、児童及び児童を取り巻く環境の情報収集を行っています。

また、健やかに子どもを産み育てる環境づくりをめざして、地域ぐるみで子育てを行うための活動の啓発や企画等を担い、児童委員への協力・援助をしています。

この主任児童委員との連携を密にして、地域の中で虐待を受けている、あるいは虐待を受ける恐れのある子どもをいち早く察知し、必要な保護や支援の実施に結びつけます。

■ 養育支援訪問事業【保険健康課】【再掲 38 ページ】

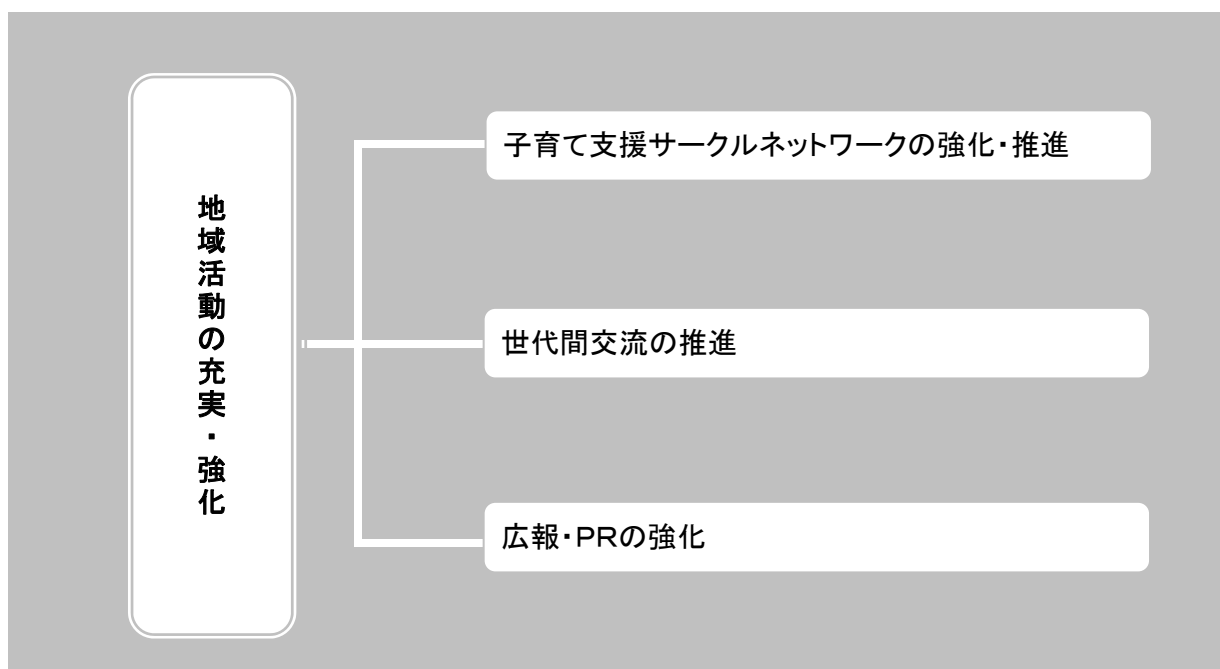
■ 被害にあった子どもの保護の推進【教育総務課】

被害にあった児童生徒の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援します。スクールカウンセラー等や関係機関等と連携して、児童生徒に対するカウンセリングや保護者に対する助言等を実施しています。

また、児童生徒自身が自分の身を守るための研修会や、教師や保護者の人権意識を高めるための研修等を推進しています。

後期計画においても、事業を継続して実施します。

2. 地域活動の充実・強化



(1) 子育て支援サークルネットワークの強化・推進

- 地域子育て支援センター事業【福祉事務所】【再掲 32 ページ】
- 子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）事業【福祉事務所】
【再掲 44 ページ】
- 子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）のサポーターの育成・配置
【福祉事務所】【再掲 33 ページ】

(2) 世代間交流の推進

- 中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実【保険健康課・みどり園・福祉事務所】

現在、各学校の総合学習や職場体験で、すこやか教室、みどり園、子育て支援センター、保健センターに中高生を受け入れて、乳幼児とのふれあい体験を実施しています。

後期計画においても積極的に学校に働きかけ、引き続きこのような機会を作っていきます。

現在（平成 21 年現在）
4 ヲ所 20 人程度



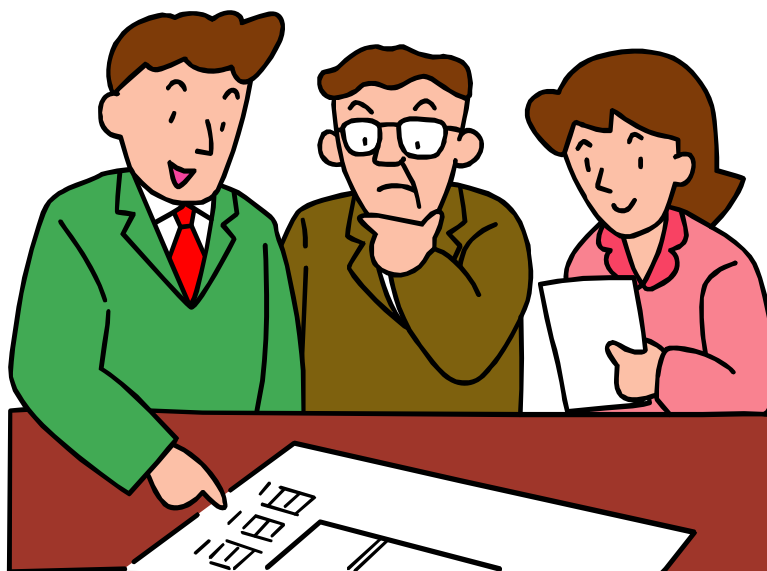
目標事業量（平成 26 年度）
4 ヲ所 20 人程度

■ 地域や家庭での子育てにおける高齢者世代の活用【福祉事務所、生涯学習課】【再掲 34 ページ】

(3) 広報・PRの強化

■ 広報・PRの強化【福祉事務所】

市報や市のホームページ、子育て応援情報マップ等により、子育てに関する情報や事業の情報を積極的に広報します。



○国の策定指針に示された項目と鹿島市の事業との対象表

国の策定指針	鹿島市の事業
(1)地域における子育ての支援	
ア 地域における子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育・派遣型) ・乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育・施設型) ・子育てサポートセンター事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・子育てサポートセンターのサポーターの育成・配置 ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業) ・在宅の母親に対する支援策の充実 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・家庭的保育事業 ・地域子育て支援センター事業 ・つどいの広場事業 ・子どもの居場所づくりプランの取り組み
イ 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の施設設備整備 ・保育所の施設整備 ・通常保育事業 ・延長保育事業 ・休日保育事業 ・夜間保育事業 ・一時預かり事業 ・特定保育事業 ・幼稚園の預かり保育 ・幼稚園の運営支援 ・事業所内保育所等の運営支援 ・子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
ウ 子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てボランティア募集・登録・要請 ・子育てサポートセンター(ファミリー・サポート・センター)のサポーターの育成・配置【再掲】 ・行政、民間サークル等の事業について評価し意見交換する場の設置 ・鹿島市子育て応援マップの作成及び子育てに関する情報の提供 ・広報・PRの強化
エ 児童の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・雨の日に利用できる遊び場の設置 ・児童館の設置 ・子どもの居場所づくりプランの取り組み【再掲】 ・学校週5日制対策事業
オ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市子育て応援マップの作成及び子育てに関する情報の提供【再掲】 ・乳幼児医療費の支援 ・子どもを産み育てられる経済基盤の充実 ・地域や家庭での子育てにおける高齢者世代の活用 ・余裕空間等の活用
(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	
ア 子どもや母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時期からの支援の充実 ・乳幼児への支援の充実 ・母子保健推進員活動の充実
イ 「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における食に関する学習の機会の充実
ウ 思春期保健対策の充実	
エ 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の充実
(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
ア 次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実 ・子育てに関する情報の提供【再掲】
イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会・学校・保護者との定期的な懇談会の開催 ・幼保小連携教育の強化・充実 ・学校評議員の設置推進 ・親子による交流・自然体験学習等の生涯学習事業の開催
ウ 家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談等の教育相談窓口の設置及び家庭生活指導 ・家庭教育講座の実施 ・保育所や幼稚園への講師派遣 ・親子による交流・自然体験学習等の生涯学習の開催 ・地域や家庭での子育てにおける高齢者世代の活用【再掲】 ・総合型地域スポーツクラブの整備
エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	

(4) 子育てを支援する生活環境の整備	
ア 良質な住宅の確保	・良質な住宅の確保
イ 良好な居住環境の確保	・公園の整備 ・子育て世帯向け住宅の供給支援
ウ 安全な道路交通環境の整備	
エ 安心して外出できる環境の整備	・公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 ・子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
オ 安全・安心まちづくりの推進等	・鹿島市親子サロン(子育てサロン)マップの作成【再掲】 ・安全・安心まちづくりの推進等
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等	
ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	・男女共同参画基本計画の推進 ・男女共同参画意識の啓発・PR ・事業主等の子育て支援に関する意識改革
イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備	・男女共同参画基本計画の推進【再掲】
	・男女共同参画意識の啓発・PR【再掲】
	・事業主等の子育て支援に関する意識改革【再掲】
	・保育所の施設設備整備【再掲】
	・通常保育事業【再掲】
	・延長保育事業【再掲】
	・休日保育事業【再掲】
	・夜間保育事業【再掲】
	・一時預かり事業【再掲】
	・特定保育事業【再掲】
	・幼稚園の預かり保育【再掲】
	・事業所内保育所等の運営支援【再掲】
	・子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)【再掲】
	・子育て短期支援事業(ショートステイ事業)【再掲】
・放課後児童クラブ【再掲】	
・子育て短期支援事業【再掲】	
・家庭的保育事業【再掲】	
・子育てサポートセンター事業(ファミリー・サポート・センター事業)【再掲】	
(6) 子ども等の安全の確保	
ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進	・子ども等の安全の確保 ・チャイルドシートの正しい使用の徹底
イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	・子ども等の安全の確保【再掲】
ウ 被害に遭った子どもの保護の推進	・家庭相談室の運営 ・要保護児童対策事業 ・被害にあった子どもの保護の推進 ・主任児童委員との連携
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	
ア 児童虐待防止対策の充実	・家庭相談室の運営【再掲】
	・要保護児童対策事業【再掲】
	・育児支援家庭訪問事業【再掲】
	・被害にあった子どもの保護の推進【再掲】
	・主任児童委員との連携【再掲】
イ 母子家庭等の自立支援の推進	・スクールソーシャルワーカー活用事業
	・ひとり親家庭等に対する相談体制の充実
	・乳幼児医療費の支援【再掲】
	・ひとり親家庭の医療費の支援 ・子育て短期支援事業【再掲】
ウ 障がい児施策の充実	・障がい者福祉計画の推進
	・障がいのある子どものための教育相談推進事業
	・発達障がい児への支援
	・障がい児の保育所及び幼稚園の受け入れ事業
	・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進 ・「すこやか教室」の運営

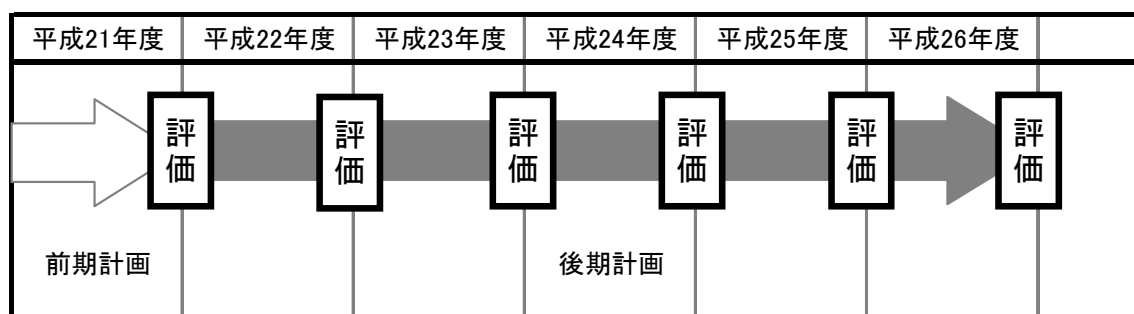
第3章 計画の評価

I. 計画の評価

1. アウトプット評価

計画の評価を推進するにあたり、施策を実施するなかでさらなる充実を図るため、各担当課において施策の進捗状況の評価・見直し（アウトプット評価）を行います。

■アウトプット評価の流れ



2. アウトカム評価

さらに、各施策の対象となる年代層の保護者を対象としたアンケート調査を行い、施策の実施による市民ニーズ、満足度の変化を把握し、基本目標及び基本理念の達成度を定期的に点検・評価します（アウトカム評価）。

■アウトカム評価

基本理念	基本目標
のびのび、健やか、心豊かな子どもが育つ・育てるまち“かしま” みんなが“人が輝くまち”をめざして	1 誰もが安心して子育てができる環境づくり
	2 みんなで子育てを支えあう環境づくり
	3 健やかな子どもが育つ環境づくり

3. アウトカム指標

(1) 計画全体の評価指標

評価項目	目標	目標	評価データ
	(平成21年度)	(平成26年度)	
子育てを楽しんでいると感じている人の割合	就学前 83.7% 小学校 80.5%	増加	保護者アンケート
子育てに対して不安や負担感を感じていない人の割合	就学前 29.7% 小学校 25.8%	増加	保護者アンケート

(2) 各基本目標の評価指標

1 誰もが安心して子育てができる環境づくり

評価項目	現状	目標 (平成26年度)	評価データ
子育てについて気軽に相談しやすい環境であると感じている人の割合	—	増加	保護者アンケート
地域の子育て支援サービスなどの情報が得やすいと感じる人の割合	—	増加	保護者アンケート
子どもの健診に対する満足度	—	増加	保護者アンケート

2 みんなで子育てを支えあう環境づくり

評価項目	現状	目標 (平成26年度)	評価データ
希望した時期に保育サービスを利用することができたと感じた人の割合	—	増加	保護者アンケート
子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると感じている人の割合	—	増加	保護者アンケート
仕事と生活の両立が図られていると感じている人の割合	—	増加	保護者アンケート

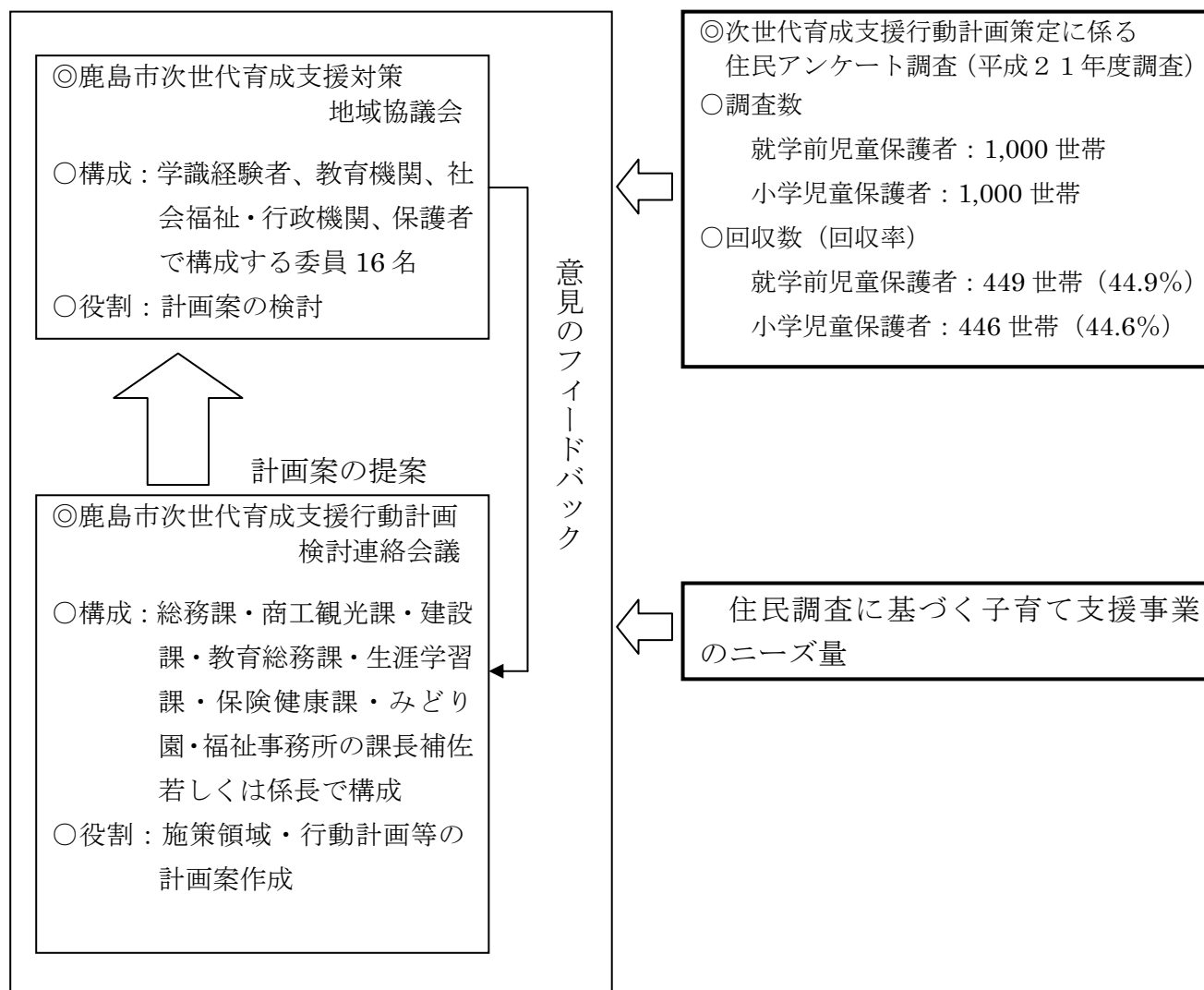
3 健やかな子どもが育つ環境づくり

評価項目	現状	目標 (平成26年度)	評価データ
子どもとの外出時に安心と感じている人の割合	—	増加	保護者アンケート
地域の防犯活動が活発であると感じている人の割合	—	増加	保護者アンケート

※現状の値がない部分は、後期計画の初年度に実施するアンケートを基に設定

付録資料

I. 計画の策定体制



Ⅱ. 策定経過

平成 15 年 7 月 16 日	次世代育成支援推進法が制定
平成 17 年 3 月	鹿島市次世代育成支援行動計画（前期計画）策定
平成 18 年 3 月 16 日	鹿島市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」）委員の委嘱及び平成 17 年度地域協議会開催
平成 19 年 3 月 22 日	平成 18 年度地域協議会開催
平成 20 年 2 月 26 日	地域協議会委員の委嘱及び平成 19 年度地域協議会開催
平成 21 年 3 月 25 日	平成 20 年度地域協議会開催
平成 21 年 6 月 12 日～ 平成 21 年 6 月 24 日	アンケート調査の実施 対象：就学前児童及び学校児童のいる世帯を対象として、それぞれ 1,000 世帯、合計 2,000 世帯を無作為抽出
平成 21 年 6 月 23 日	平成 21 年度第 1 回鹿島市次世代育成支援行動計画検討連絡会議の開催（鹿島市次世代育成支援行動計画について・計画策定のスケジュール・次世代育成支援に関するニーズ調査について）
平成 21 年 6 月 29 日	地域協議会委員の委嘱及び平成 21 年度第 1 回地域協議会開催（鹿島市次世代育成支援行動計画について・計画策定のスケジュール・次世代育成支援に関するニーズ調査について）
平成 21 年 8 月 12 日	アンケート調査結果及びニーズ量の報告書完成
平成 21 年 9 月 18 日	第 2 回地域協議会の開催（ニーズ調査結果の報告・行動計画策定指針について・行動計画策定の課題について）
平成 21 年 9 月～11 月	各課で行動計画原案の検討
平成 21 年 12 月 21 日	第 3 回地域協議会の開催（行動計画案の検討）
平成 22 年 1 月 18 日	第 4 回地域協議会の開催（行動計画案の検討）
平成 22 年 2 月 19 日	第 5 回地域協議会の開催（行動計画案の検討）
平成 22 年 3 月 31 日	「鹿島市次世代育成支援行動計画」策定

Ⅲ. 次世代育成支援後期行動計画策定に係る住民アンケート調査の概要

1. 調査の目的

国において平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市においては、次世代育成のための具体的な「行動計画」を策定し、平成 17 年度から実施してきたが、国の新たな計画策定指針が示され、それに沿って「後期・行動計画」を策定することになった。

そこで、実行性のある計画を策定するため、就学前の子どもを持っている保護者の保育サービスの利用状況や認知度・今後の意向、子どもの保育状況など日常生活におけるさまざまな事項を把握し、「鹿島市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」に反映させるため、本アンケートを実施した。

2. 調査の方法

調査対象者 : 鹿島市在住の就学前児童・小学校児童の保護者

配布・回収方法 : 住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、郵送により配布回収

調査方法 : 質問紙による自記入式

調査期間 : 平成 21 年 6 月 12 日～6 月 24 日

配布・回収の状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童用	1, 0 0 0	4 4 9	4 4. 9 %
小学校児童用	1, 0 0 0	4 4 6	4 4. 6 %

3. 調査の結果及び調査報告書の閲覧方法

鹿島市報で概要を報告するとともに、報告書を市福祉事務所及び市内各保育所・幼稚園・小学校に配布し閲覧できるようにする。

IV. 次世代育成支援対策推進法の概要

1. 目的

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講じる。

2. 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

3. 行動計画

(1) 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

(2) 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立支援等について、目標及び目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定すること。

(3) 事業主の行動計画

①一般事業主行動計画（常時雇用する労働者が301人以上の事業所が対象）

事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、行動計画策定指針に即して、目標及び目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

②特定事業主行動計画（国及び地方公共団体が対象）

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、行動計画策定指針に即して、目標及び目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・好評すること。

4. 施行期日等

行動計画策定は平成17年度から施行。本法は平成26年度までの時限立法。

V. 鹿島市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、鹿島市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、本市の次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について調査及び協議を行い、施策の実施状況について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 社会福祉・行政機関関係者
- (4) 児童保護者代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は、福祉事務所に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

VI. 鹿島市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

機関・団体	No	選出区分	委員氏名	所 属
学識経験者	1	学識経験者	吉牟田 美代子	活水女子大学教授
教育機関 関係者	2	小学校校長代表	池田 正明	鹿島市小中学校校長会会長 能古見小学校 校長
	3	幼稚園長代表	西河 信也	明朗幼稚園
社会福祉・ 行政機関 関係者	4	鹿島市保育会代表	中村 英之	鹿島保育園
	5	民生委員児童委員代表	島内 健吾	鹿島地区民生委員児童委員協議会 会長
	6	主任児童委員代表	森田 睦	鹿島市主任児童委員会
	7	保育士代表	石橋 律子	能古見保育園
	8	保健師代表	宮崎 幸子	在宅保健師
	9	鹿島商工会議所	吉牟田 暁美	鹿島商工会議所女性会理事 吉牟田建材
	10	労働者代表	吉牟田 誠	連合佐賀鹿島藤津地域協議会 事務局長
	11	家庭児童相談員代表	淵上 和俊	鹿島市家庭児童相談員
	12	子育て支援センター	田雑 和子	鹿島市子育て支援センター
	児童保護者 代表	13	鹿島市PTA連合会代表	岡田 和人
14		就学前児童保護者代表	小柳 勇二	海童保育園保護者会会長
15		学童保護者代表	岩吉 博子	北鹿島小学校保護者
16		児童保護者代表	三原 志津子	子育てサークル保護者

鹿島市次世代育成支援後期行動計画

平成 22 年 3 月

発行 鹿島市 福祉事務所

〒849-1391 佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1

電 話 0954-63-2119

F A X 0954-63-2128

<http://www.city.kashima.saga.jp/>
